

第2回「青木小学校」学校規模適正化等検討部会 次 第

日時：令和7年3月26日（水）
18時から

場所：神奈川区役所
本館5階 大会議室A、B

- 1 開会
- 2 寄せられた質問・意見について
- 3 議題「学校規模適正化等の検討について」
- 4 その他、事務連絡等

■本日の配付資料

- 1 委員名簿
- 2 席次表
- 3 「青木小学校」学校規模適正化等検討部会ニュース（第1号）
- 4 事務局に寄せられた御意見等一覧
- 5 青木小学校の学校規模適正化等について

「青木小学校」学校規模適正化等検討部会 委 員 名 簿

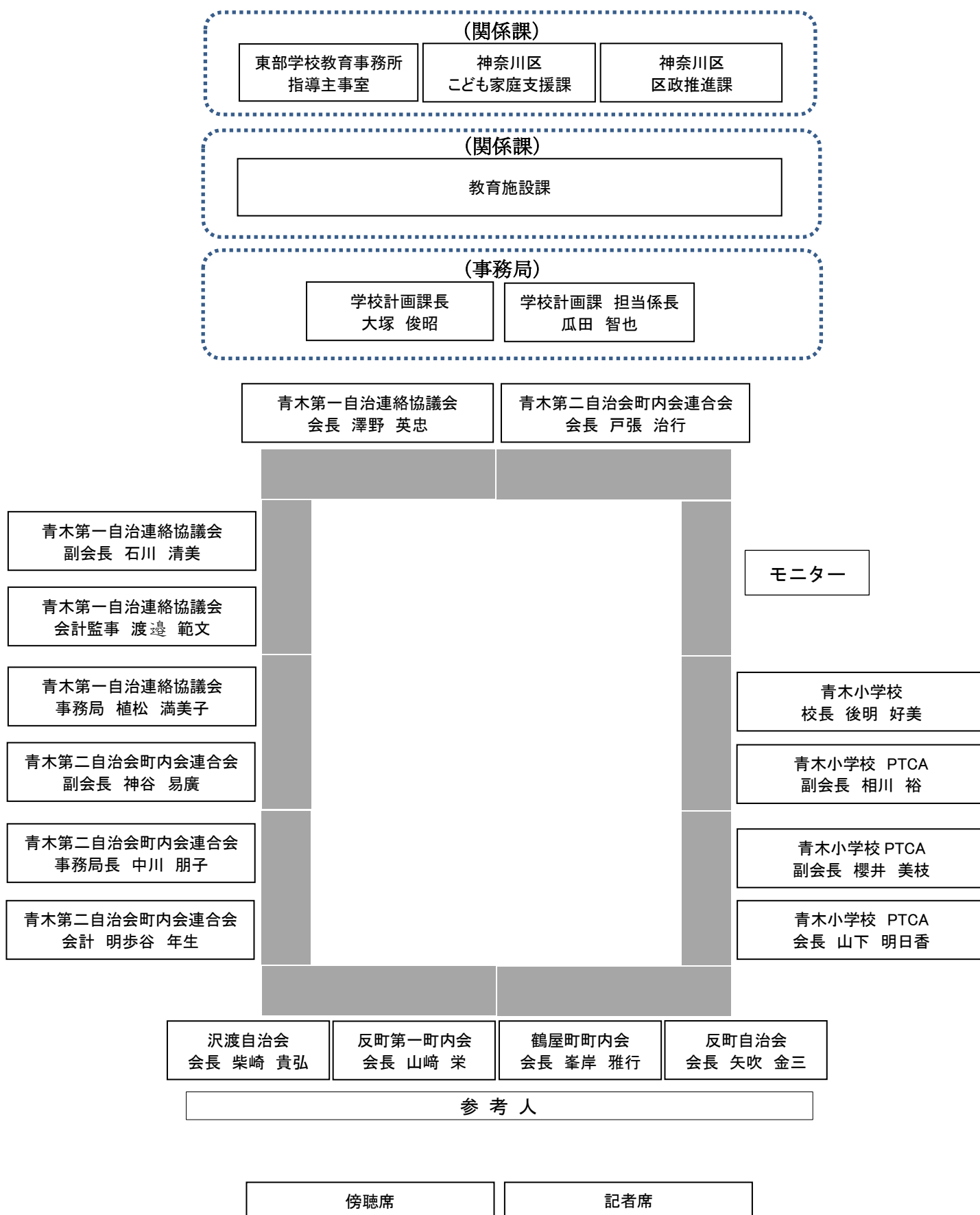
(敬称略)

分野	氏名	所属・役職等
地域代表	澤野 英忠	青木第一自治連絡協議会 会長
	石川 清美	青木第一自治連絡協議会 副会長
	渡邊 範文	青木第一自治連絡協議会 会計監事
	植松 満美子	青木第一自治連絡協議会 事務局
	戸張 治行	青木第二自治会町内会連合会 会長
	神谷 易廣	青木第二自治会町内会連合会 副会長
	中川 朋子	青木第二自治会町内会連合会 事務局長
	明歩谷 年生	青木第二自治会町内会連合会 会計
保護者代表	山下 明日香	青木小学校 P T C A 会長
	櫻井 美枝	青木小学校 P T C A 副会長
	相川 裕	青木小学校 P T C A 副会長
学校関係者	後明 好美	青木小学校 校長

分野	氏名	所属・役職等
事務局	大塚 俊昭	教育委員会事務局 学校計画課 課長
	瓜田 智也	教育委員会事務局 学校計画課 担当係長
関係課	新川 裕之	教育委員会事務局 教育施設課 担当係長
	永山 智文	教育委員会事務局 教育施設課 整備係長
	水橋 隆之	教育委員会事務局 教育施設課 計画推進係長
	横山 康孝	教育委員会事務局 東部学校教育事務所 指導主事室長
	近藤 郁仁	神奈川区 区政推進課 まちづくり調整担当係長
	奥村 晃一	神奈川区 こども家庭支援課 担当係長

第 2 回「青木小学校」学校規模適正化等検討部会

席次表



第1号

「青木小学校」学校規模適正化等
検討部会ニュース

発行日：令和7年2月17日（月）

発行元：「青木小学校」学校規模適正化等
検討部会事務局

（事務局：横浜市教育委員会事務局学校計画課）

はじめに

現在、青木小学校は通学区域内におけるマンション開発の影響により、児童が増加しており、毎年のように諸室を一般教室へ転換する改修を行っています。今後も、さらなる住宅開発が計画されており、教室不足となる見込みです。

そこで、青木小学校の学校規模適正化に向けて具体的な対応策を検討するため、「『青木小学校』学校規模適正化等検討部会」を設置し、令和6年12月12日に第1回検討部会を開催しました。

この先、検討部会での検討状況等について、本ニュースを発行し、保護者の皆様や青木小学校の通学区域内にお住まいの皆様にお伝えしていきます。

第1回検討部会（公開）

日時：令和6年12月12日（木）
18時から会場：神奈川区役所
地下1階 機能訓練室

●第1回検討部会の決定事項など●

- ・青木小学校の学校規模適正化に向けた具体的な対応策として、第1回は施設面を中心に説明を行いました。施設面による対応は、場所、スケジュール、学校運営面等の観点から事務局としては困難と考える旨をお示ししました。
- ・第2回検討部会では、部会委員からいただいた施設面に対する御意見への回答及び通学区域の見直しを行う場合の事務局案をお示しし、御議論いただきます。

1 検討部会の運営

本検討部会は、「『青木小学校』学校規模適正化等検討部会運営要領」に基づき、運営します。

「青木小学校」学校規模適正化等検討部会運営要領（抜粋）

（調査審議事項）

第2条 部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例第5条第1項の規定により、青木小学校に関する次の各号に掲げる事項について調査審議することとし、調査審議結果をまとめた意見書を、横浜市学校規模適正化等検討委員会に提出する。

- (1) 規模の適正化に関する事
- (2) 通学区域の適正化及び弾力化に関する事
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項
（会議）

第5条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、部会長が選出されていないときは、横浜市学校規模適正化等検討委員会委員長が行う。

- 2 部会は、部会委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、会議については、一般に公開するものとする。ただし、部会の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 検討部会の構成

横浜市学校規模適正化等検討委員会条例及び上記の運営要領に基づき、検討部会の委員は、次の方々に決まりました。また、部会長及び副部会長につきましては、次の方々に決まりました（敬称略）。

部会長	澤野 英忠（青木第一自治連絡協議会 会長）	
副部会長	戸張 治行（青木第二自治会町内会連合会 会長）	
委員	石川 清美（青木第一自治連絡協議会 副会長）	中川 朋子（青木第二自治会町内会連合会 事務局長）
	渡邊 範文（青木第一自治連絡協議会 会計監事）	山下 明日香（青木小学校PTCA 会長）
	植松 満美子（青木第一自治連絡協議会 事務局）	櫻井 美枝（青木小学校PTCA 副会長）
	神谷 易廣（青木第二自治会町内会連合会 副会長）	相川 裕（青木小学校PTCA 副会長）
	明歩谷 年生（青木第二自治会町内会連合会 会計）	後明 好美（青木小学校 校長）

<検討部会における説明内容（抜粋）>

3 青木小学校の不足教室対策に関する説明会

青木小学校の学校規模適正化に向けて、具体的な検討を行うにあたり、青木小学校の保護者及び通学区域内にお住まいの方を対象に、説明会を開催しました。

当日の資料、質疑応答については、ホームページに掲載しています。

開催日	会場	参加者
令和6年10月11日	青木小学校体育館	夕方の部：63名
		夜の部：64名



【当日資料】



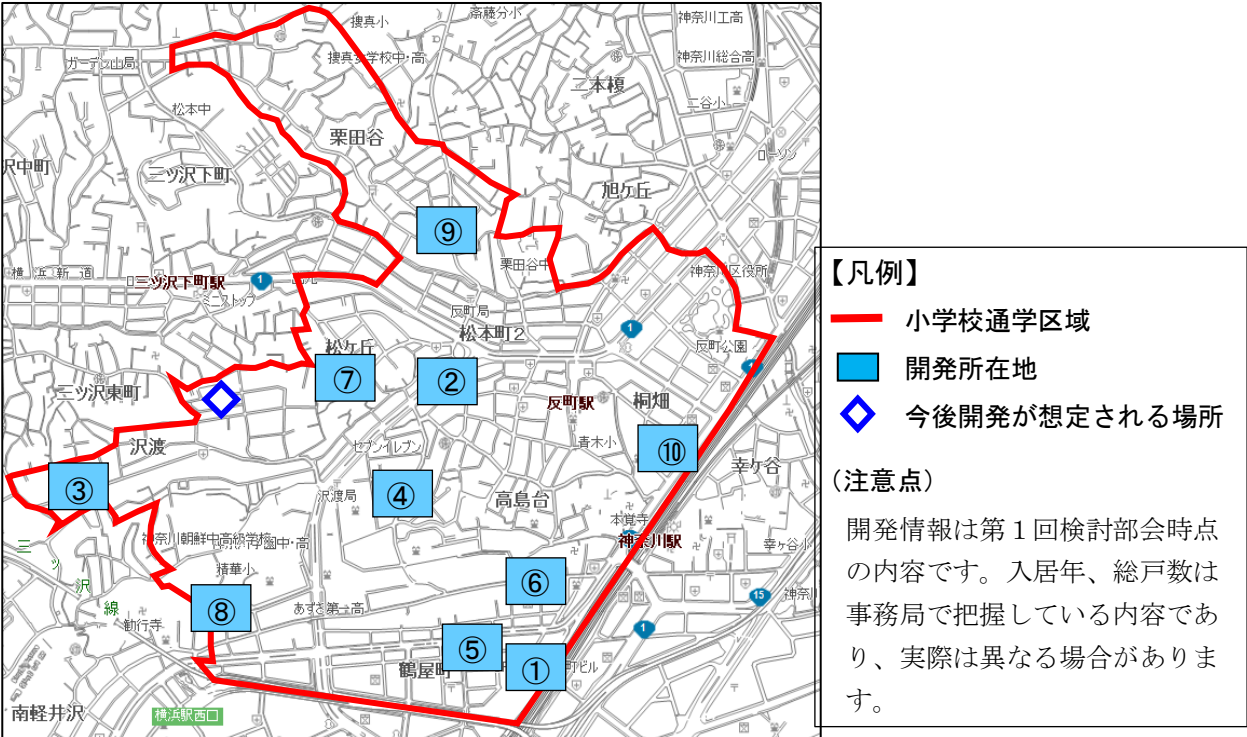
【説明会報告】

4 青木小学校の現状

(1) 現在の児童数・学級数（令和6年5月1日時点）

	児童数	学級数
一般学級	743人	24学級
個別支援学級	40人	6学級
計	783人	30学級

(2) 通学区域図及び通学区域内の共同住宅開発状況



	開発所在地	入居年	住宅種類・総戸数
①	鶴屋町1丁目41番	R6	集合分譲住宅・459戸
②	泉町16番5	R7	集合賃貸住宅・16戸
③	沢渡54番2	R7	集合分譲住宅・36戸
④	高島台24番1	R7	集合分譲住宅・98戸
⑤	鶴屋町2丁目9番	R7	集合分譲住宅・80戸
⑥	台町8番1	R7	集合分譲住宅・80戸
⑦	松ヶ丘47番	R7	集合賃貸住宅・23戸
⑧	沢渡4番2	R9	集合分譲住宅・53戸
⑨	栗田谷15番11	R10	集合分譲住宅・70戸
⑩	桐畑2番	R9	集合分譲住宅・170戸
今後開発が想定される場所			
◆	JR 東日本松ヶ丘駅跡地（松ヶ丘）	※現在解体中	

(3) 今後の児童数・学級数（一般学級）

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	保有教室
児童数	743	785	787	784	794	800	820	25
学級数	24	24	24	24	25	26	27	

※R6 は令和 6 年 5 月 1 日時点の実数、R7 以降は令和 6 年度義務教育人口推計による推計値

※R7 以降は、全学年 35 人学級

※この義務教育人口推計には、前頁の①～⑨のマンション等で新たに入居が予想される児童数を見込んでいます。

(4) 今後の児童数・学級数（個別支援学級）

個別支援学級は個々のお子さんの障害の状態や程度に応じた学習をするための少人数の学級です。授業内容、授業時間数については、障害種別のクラスでの学校生活を基本とし、それぞれの子ども達の教育的ニーズを踏まえて、学校規模に関わらず、一人ひとりに応じた環境を整えています。

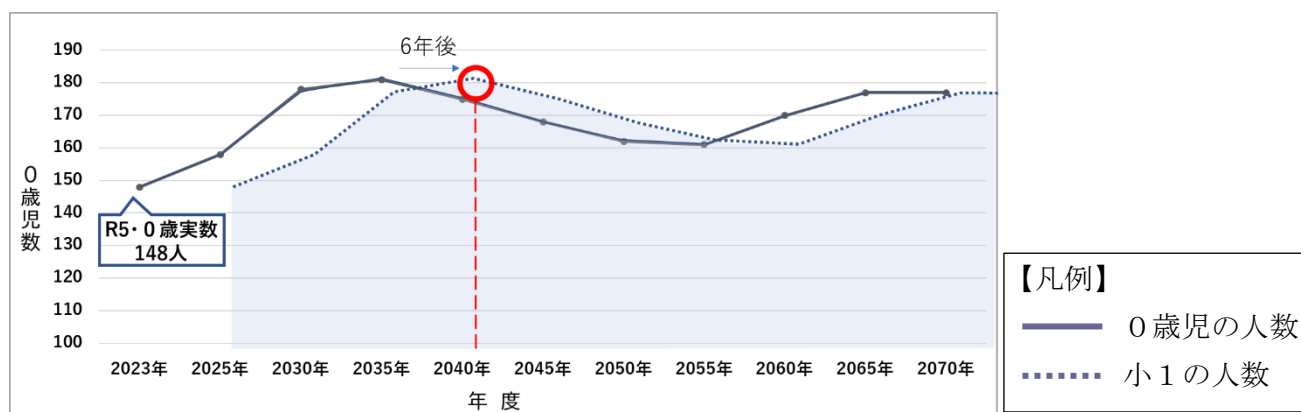
そのため、具体的な個別支援学級の児童数の見通しを算出することが困難であるため、推計表は作成していませんが、過去の児童数・学級数を見ると、増加傾向にあり、今後も同じような状況が続くと見込んでいます。

(参考) 個別支援学級の児童数・学級数（実数）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
児童数	5	9	9	11	16	15	14	14	14	17	20	26	31	31	40
学級数	2	2	2	2	3	2	3	3	3	3	3	5	5	5	6

(5) 長期的な今後の見込み

横浜市将来人口推計（※）を基に青木小学校の通学区域内の 0 歳児を算出した場合、2030 年代には現在よりも各学年 30 人程増加し、**2040 年代には青木小学校の児童数は 1,000 人近くになる見込み**です。



※将来人口推計とは

- ・出生、死亡、転入・転出について、実績値の動向をもとに仮定を設け、将来の人口規模、男女・年齢構成の推移について推計を行ったもの
- ・国などの公的機関が行う将来人口推計の標準的な方法であるコーホート要因法を採用
- ・横浜市では、国勢調査及び国の将来人口推計の実施時期に合わせ、概ね 5 年毎に実施
- ・推計期間は 2020 年から 2070 年までの 50 年間

(6) 施設面

敷地面積	9,288 m ²
校庭面積	2,499 m ²
保有教室	31 教室
	(内訳) 一般教室として使用可能な教室：25 教室 個別支援教室：6 教室



5 対応策

(1) 施設面による対応

ア 内部改修

青木小学校は児童の増加に伴い、毎年のように普通教室への改修を行っており、過去 10 年間で 7 教室分の改修を行っています。

改修余地としては、3 階多目的室（1 教室分）が考えられますが、これまで繰り返し内部改修を行ってきたため、すでに少人数指導教室等、自由な用途で利用できる教室がほとんどない状況です。そのため、これ以上の内部改修は学校運営に支障をきたす可能性があり、望ましくありません。

（参考）改修状況

改修年	改修内容
H26	多目的室→普通教室
R2	多目的室→普通教室
	多目的室→普通教室
R3	青木記念館→青木記念館、国際教室
	個別支援教室→普通教室
	個別支援教室、国際教室→普通教室
	個別支援教室、ランチルーム→個別支援教室
R4	図書室→普通教室、多目的室
	視聴覚室→図書室
R5	青木記念館→普通教室
	放送室、スタジオ→放送室、青木記念館

イ 仮設校舎

仮設校舎の建設は、2～5 年程で児童数が落ち着き、教室不足が解消される場合に検討します。青木小学校の児童数は今後も増加傾向であり、数年で落ち着く見込みではありません。

また、仮設校舎を建設する場合、グラウンドに建設することになるため、現在よりもさらにグラウンドが狭くなり、体育の授業等、学校運営に支障が出ます。

（参考）仮に仮設校舎を建設する場合の候補地



仮設校舎の設置により、グラウンドの約半分が使用できなくなります。また工事期間中は全面的に使用の制限が出ます。

ウ 増築

増築は、当面の間、児童数が減少せず、教室不足の解消が見込まれない場合に検討を行います。仮設校舎のようにいずれは解体となるものとは異なり、基本的には建替え等の時期が来るまで壊さないものとなります。そのため、グラウンドに増築棟を建設すると、増築棟の建替え等の時期が来るまで、グラウンド利用に制限が出るため、候補地としてはグラウンド上ではなく、既存校舎の北側部分の方が妥当であると考えられます。

ただし、北側には補強擁壁があり、新しく建てるには補強擁壁への影響の懸念があります。そのため、擁壁の調査等が必要となり、通常の事業期間よりも長期化し、教室不足が見込まれるまでに対策が完了しない状況が見込まれます。

(参考) 仮に増築棟を整備する場合の候補地



【写真】補強擁壁（★部分）

エ 建替え

建替えは、長期間にわたり、工事完了よりも前に青木小の教室不足が見込まれるため、教室不足の解消に間に合いません。

■基本的な事業スケジュール

【基本的な事業スケジュール】

■建替えまでの標準的なスケジュール

1 年目

2 年目

3 年目

4 年目～

基本構想

基本設計・実施設計

工事

敷地条件などにより工事期間は異なります



オ 教育委員会としての考え

施設面による対応について様々な対策を検討しましたが、どの手段を用いても、青木小学校の教室不足問題の抜本的な解消には至りません。

また、これ以上の内部改修やグラウンドへの仮設校舎設置は子どもたちの教育環境や学校運営への影響が考えられます。

その他にも、現在の給食室の中で作ることができる給食数には限度があります。今以上に児童が増加すると、給食室の増築等はスペース的にも困難なこともあり、必要な給食数の提供が困難な状況になることが想定されます。

以上のことから、施設面による対応は、場所、スケジュール、学校運営面等からも課題が多く、教室不足の解消にはならないため、教育委員会としては、施設面での対応は困難と考えます。

(2) 通学区域の見直し

第1回検討部会では、通学区域設定にあたっての基本的な考え方についてお示ししました。

対象区域等の具体的な検討は第2回以降に行う予定です。

ア 基本的な考え方（「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」抜粋）

通学区域設定にあたっての考え方

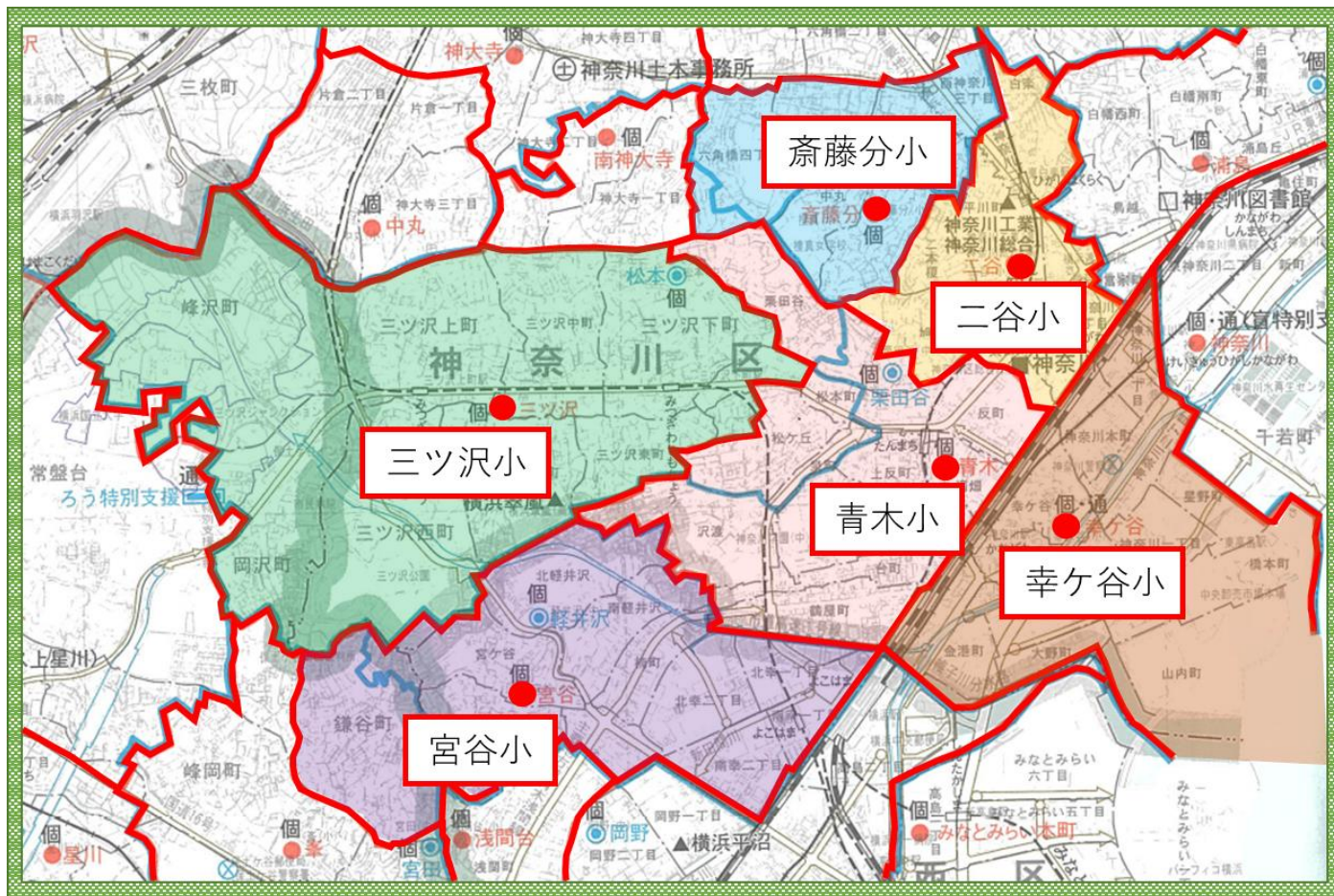
「学校規模」「通学距離」「通学安全」を基本としつつ、「地域コミュニティとの関係」や「行政区」「小学校・中学校の通学区域」を総合的に配慮して設定する。

設定にあたっては、道路、鉄道、河川等で地形的に通学区域が区分されていることが望ましい。

通学距離

徒歩での通学を前提に、望ましい通学距離は、小学校では片道おおむね2キロメートル以内、中学校では片道おおむね3キロメートル以内とする。

(参考) 青木小学校の隣接校



6 部会における主な発言・質問（★：委員からの主な発言 ⇒：事務局からの説明・回答）

※紙面の都合上、発言の要旨を記載しています。会議の詳細については会議録をご覧ください。

★北側への増築を行う場合、北側の補強擁壁と記載されている部分について、この補強擁壁自体は調査済みで、建築確認が取れている等安全面は確認できているのか。

⇒現在使用している状況では安全面に問題はない状況です。

ただし、この部分に新たに建物を建てるとなった場合は、何かしらの力が擁壁にかかるため、擁壁が崩れる等の可能性が考えられます。そのため、仮に増築棟を建てるとなった場合は、初めに擁壁の補修が必要となり、相当な工事期間を要すると考えています。

★資料で示されている増築校舎の位置は、補強擁壁への影響を考慮したものではなく、現時点では増築棟を建てるのが現実的に可能なのかどうかもまだ分からないということか。

⇒おっしゃる通りです。北側の民家等への日影規制がかからないような場所としてお示ししているだけとなります。

★体育館等に上積みで建築することはできないと書かれているが、昔の体育館は2階建てだったと聞いた。これは、今の法律上ではできないということか。

⇒2階建てにすることは可能ですが、現状の体育館の上に建てるということは構造的に難しいと判断しています。

2階建てにするのであれば、今ある体育館を取り壊して建替えなければなりません。

★体育館を一度全て壊して、建て直すということとはできないのか。

⇒体育館を建替えるとなると、まずグラウンドに体育館のプレハブを建てることになります。青木小学校の場合、正門からしか工事車両の出入りができないため、児童の通学動線と工事車両の動線を考慮すると、通常よりも工事期間が長くなることが想定されます。そうすると、教室不足が見込まれるまでに解消することはできないと考えています。

★北側部分に2階建てのプレハブを8教室建てることは難しいのか。プレハブであれば、基礎を深く掘らなくても建てられるだろうし、擁壁にも荷重はかからないと思う。5～6年しのげば何とかできるのではないか。

⇒プレハブの場合も基礎杭を打ち込むことが想定されるため、建築物を建てるにあたって擁壁の補強は避けて通れないと考えています。青木小学校の場合、正門からしか工事車両の出入りができないため、児童の通学動線と工事車両の動線を考慮すると、通常よりも工事期間が長くなることが想定されます。そうすると、教室不足が見込まれるまでに解消することはできないと考えています。

★擁壁の問題で北側のプレハブ設置が難しいのであれば、東側へのプレハブ設置は検討できないのか。

⇒北側斜線規制への影響があるとともに、東側には災害用ハマッコトイレが設置されています。また、東側についても、擁壁の補強が必要となるため、工事期間等を考慮すると困難です。

擁壁に影響を与えない場所となると、グラウンドがかなり狭くなり、体育の授業等に支障が出ます。

★グラウンドが狭くなるのであれば、体育の時間だけ近隣の公園を使うことはできないのか。

通学区域の見直しを行い、青木小よりも遠い学校へ通学することよりも、授業中に先生と公園まで行くほうが安全だと思う。

⇒教育課程上の時間的な部分を確保しなければなりませんし、校外で子どもたちが学習をする場合は安全面を考えて引率の必要があり、教員の数を確保していかなければなりません。そのような状況を考えると、外で体育の活動をしてまた学校に戻ってくるということは学校運営において困難と考えます。

★現在、幸ヶ谷小学校ではグラウンドに増築棟を建築し、幸ヶ谷公園をグラウンドとして使用しているとあるが、青木小学校も反町公園を使用して増築棟を建築することもできるのではないか。

⇒現在、幸ヶ谷小学校のグラウンドは増築棟により事実上ない状況です。この場合、学校生活に支障が生じるということで、増築棟を建てる時に幸ヶ谷公園のところに直接乗り入れできる階段施設を作り、安全を担保した上で、幸ヶ谷公園を一時的な使用許可ということで利用している状況です。幸ヶ谷小学校の場合は、たまたま条件が非常によかったということもあり、青木小学校で同様の対応をとることは安全面等から困難と考えます。

★施設面の検討は今回限りなのか。

⇒次回は通学区域変更案も御用意させていただきたいと思っています。その上で、検討部会で通学区域と施設面の対応策を総合的にご議論いただきたいと考えています。

★図書室や理科室等の特別教室の大きさを通常よりも小さいサイズに変更し、特別教室をプレハブに持ってくることであれば、その分を一般教室として使用できるのではないか。

⇒図書室や理科室といった教室については、通常一般教室の2倍の広さを確保しております。敷地条件によって多少狭くなってしまう学校もありますが、教育委員会としては、横浜市内の教育水準は同一レベルでないといけないと考えているため、そこを一時的なものだからと面積を小さくすることは教育機会の均等を考えると、取れる手段ではないと考えています。

★今以上に青木小学校の児童が増加した場合、給食に影響はあるのか。

⇒現在、児童と教職員合わせて約800食を作っています。これ以上児童が増加すると、各クラスに運ぶ台車が無菌室に収まらなくなったり、調理に使用する回転釜の台数が足りなくなったりする状況が想定されます。このような状況を解消するには、給食室の拡張が手段の一つとして考えられますが、青木小学校は敷地に余裕がなく、給食室を拡張可能な余地がない状況です。敷地に余裕がないため困難ではありますが、仮に給食室の配置を見直す場合は、工事が完了するまで何年もの間、給食提供が停止することになります。そのため、児童数が増加した場合、こどもたちの給食提供に影響があると考えています。

★鶴屋町に建設された「ザ ヨコハマフロントタワー」は459戸と記載されているが、高級マンションであり、現時点でこのマンションから青木小に通学している児童は5人ほど。このマンションから多くの児童が通うとは考えられないため、教育委員会が示す予測の数字からだいぶ変わるのではないか。児童数をより正確に把握すれば、現在の教室規模のままで間に合うのではないか。

⇒「ザ ヨコハマフロントタワー」については、事業者へヒアリングを行い、実態に合わせて増加分の算出を行っています。次回の検討部会で、新規マンションからどれだけの児童を見込んでいるのか資料を用意します。

★青木小学校の現状から見て、指定地区外就学の児童の受入れについては検討が必要だと思う。

★検討部会ニュースの配付方法はどのようなものを予定しているのか。

⇒冊子形式のものを青木小学校の通学区域内にお住まいの方に全戸配付する予定です。

★一番影響を受ける保護者への説明を丁寧にしてほしい。本日の検討部会もホームページに開催案内が出ていると思うが、開催前に何かしらの方法で事前に通知をしてもよかったのではないか。例えば、教育委員会からすぐ一配信をしていただく等、検討部会が開催されることや検討された内容を周知してほしい。

⇒ニュース紙面での情報提供や今後の周知方法については検討させていただきます。

《保護者の皆様へ》

お子さんからの御意見や御質問をお待ちしております。御家庭でお子さんに青木小学校の検討状況をお話される際に、分からない点や気になることがありましたら、お問い合わせ先までお寄せください。

◆第2回検討部会について ※会議の公開・非公開は検討部会の冒頭で決定します。

日時・会場：未定（決定次第、以下のホームページでお知らせします。）

検討内容：学校規模適正化等について



【ホームページ】

◆「青木小学校」学校規模適正化等検討部会の経過等について

部会の会議案内や会議録、ニュースについては、ホームページからも御覧になれます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/aoki-husoku.html>

◆事務局（お問い合わせ先）

皆さまからのご意見やご質問を受け付けております。Eメール、電話またはFAXでお寄せ下さい。

お寄せいただいた御意見等は、全て検討部会に報告し、議論の参考にさせていただきます。

横浜市教育委員会事務局学校計画課

Eメール：ky-kanagawa2024@city.yokohama.lg.jp TEL：045-671-3252 FAX：045-651-1417

事務局に寄せられた御意見等一覧

	意見内容	問合せ方法
1	地域住民として、青木小学校の計画について意見を述べさせていただきます。 近年のマンション建設で急に人口が増えたことに対して、校舎をすぐに用意ができない緊急事態が起きているということなので、 1. ここは通学区域の基本方針に対して忠実に則る事は後回しにして、 2. 近隣の小学校との融通をきかせることで、校舎建設などに使う税金額(予算)を減らす事を要望します。 おそらく働き世代からの子供達に関する意見は多く出ていると思うのですが、声に出ていない高齢者や障害者の福祉に対してまだ予算が不足していると思います。(レスパイト入院が抽選になったりしているなど) 今回は新規の建設や増築、建て替えに関して 10 数億円から数十億円くらいの税金を使うことになるのでしょうか？ 市や区の限りある予算を有効に使うために、通学区域の変更による、既存の建物の有効活用を強く要望します。 具体的には、 3. ぜひ三ツ沢小学校に比較的遠方から(例えば三ツ沢下町や岡沢町、峰沢町から)通っている子どもたちと同じ程度の距離も、青木小学校の子供達に対して通学距離として検討していただきたいです。 4. 例えば、現在青木小学校に通っている沢渡や、松ヶ丘、鶴屋町の子どもたちも、三ツ沢小学校や宮谷小学校に通わせてもらう事で、鉄道沿線のもともと小学校が多く通学距離が大変短く済んでいたエリアの子どもたちに対しても、通学条件が平等になるように促す事はできると思います。 そのために、 5. できれば学区変更の経験のある横浜市内の区や東京都の区(例えば渋谷区はこの 20 年間で 4 万人人口が増えていますから、似た事例もあるのではと思います)にアドバイスを求めたら、効率的にことが進むように思います。 横浜市の中でも神奈川区は高齢者の人口も多いエリアですから、問題がこれから増えてくると思います。 直近の子どもたちの環境にお金をかけることも、ある程度必要かと思いますが、少子化が進む中で小学校もじきに教室数を減らしていくことになるのは目に見えています。もう少し「今ある公共の建物を最大限に活かす」方向で検討を進めていただけませんか？ 外国ルーツの子供達の教育にも予算を割いて欲しいところです。 よろしくお願い申し上げます。	Eメール

2	先日ポストに「青木小学校」学校規模適正化等検討部会ニュースの投函がありました。 昨年 10 月、近所の掲示板にも教室不足の説明会が青木小学校であったことを知り、関心がありましたので、このニュースで詳細を知ることができました。ありがとうございました。 子どもが青木小学校でお世話になりました。 この青木小学校の教室不足については、子どもが小学校 4 年生の頃にすでに当時の校長先生がご心配されていた事柄です。 すでに 6 年以上が経過して現在ようやく話し合いが持たれていることに衝撃です。当然分かりきっていることだと思っておりましたので、今からスタートではあまりに遅すぎるのではないのでしょうか。 いただいた検討部会ニュースを拝読する限り、結論としては「学区の見直し」一択。まずは直面する課題を最速で解決することが大事だと思います。このままでは青木小学校での学びが担保されません。(図書館もう無いのですね、、泣) 栗田谷の奥の方のお子さんは、斉藤分小の方がお近い方が多いでしょう。また、沢渡の奥の方のお子さんも、三ツ沢小にお近いお宅も多いと思います。 第二回検討会では、学区の見直しを前提に話し合いがもたれることを希望します。私のような者でも何かお手伝いできることがあれば何でも言ってください。 子どもたちも大変お世話になりました。 歴史のある学校でもありますので、地域でも気にかけている方が多いです。 積極的に前に進む議論でありますように。	Eメール
3	青木小学区内に住んでいます。投函されたニュースを見ましたが、青木小学校の不足教室対策として、通学区域の見直しを行う場合、神奈川区以外の区に通学区域が変更になることはあるのでしょうか。あるのであれば、それはおかしいと思います。 そもそも、午前と午後で分ける二部制や 1 学級あたりの人数を 35 人以上とすることはできないのでしょうか。また、青木小は地区外からの子どもが多いと思います。その受入れを止める必要があると思います。 私が住んでいる地域では子どもが減っています。鶴屋町のマンションも想定よりも人が入っていない状況から、現在出されている児童の推計は変わってくるのではないのでしょうか。 本当に今以上に児童が増加するのであれば、新設を検討する必要があると思います。	電話

4	神奈川区に在住しているものです。 先日、自宅のポストに「青木小学校」学校規模適正化検討部会ニュース第1号（ピンク色）というものが投函されていました。 その記載内容の中のP.8の委員からの発言で「ザヨコハマフロントタワー」は459戸でそのうち青木小学校に通学している児童は5人ほど。と記載してありました。 この点に関して、紙面にあえて通学者の数字まで記載をして、公に個別配布する点に関して違和感を感じます。 個人情報の観点もそうですし、私自身、当該マンションに居住はしていませんが、その児童のご家族はいい気分はされないと思います。 事務局は教育委員会学校計画課と記載がありますが、この内容をしっかり確認されて配布の意思決定がなされたのでしょうか。 部会が勝手に配布したので、本件は知らなかったということでしょうか？だとするのであれば、市としての個人情報に関する配慮不足と言われてもおかしくないのではないのでしょうか。 おせっかいながら、市民として違和感を感じたので投稿します。	広聴
5	通学区域内に在住する保護者です。 青木小学校の状況について、お知らせいただいたことはありがたいです。 通学区域内では、新しいマンションが次々と建設されており、このままの状況では、教室が足りなくなることは明らかだと思います。 人数が増えることで、子どもたちの環境も悪くなるでしょう。 子どもたちの事を一番に考えて、検討を進めてください。	電話
6	はじめまして、青木小学区内に住むものです。 先日、検討部会ニュースの戸別配布、ありがとうございます。 内容を拝見させていただき、はじめてこういった状況を把握し、正直なところ、大変ショッキングで頭の中が混乱する日々が続き、どうすることもできず、思いを伝えるため、ご連絡させていただきました次第です。 記載いただいた検討状況、教育委員会の考え、などから推察するに、基本的にはこの1年以内で方向性を決め、1～2年程度で各種準備、それができ次第、対策の実行になるのでは、と個人的には思っております。 対策の内容も、「通学区域の見直し」を念頭に、検討を進めていかれるのでは、と思っております。 個人的な話ではございますが、「通学区域の見直し」を行った場合、自身の住むエリアが青木小学校の通学区域外となってしまうことを大変危惧しております。 私たち家族には、令和9年度に小学1年生になる子どもがおります。	Eメール

	家族の居住地を考える際、子どもの小学校区に重点を置いて、この地を選びました。「青木小学校に通える」という前提のもと、住宅建設費（土地代込み）の予算と突き合わせながら、決めた居住地でございます。 本来なら、市立の学校はどこでも同等の教育環境であるものだと思いますが、現実には、学校ごとにその環境に大きな違いが生じてしまっていると思います。例えば、「青木小学校」と「斎藤分小学校」は環境が大きく異なると思います。 教育委員会で重視する基準として、1クラスあたりの生徒数や教室数、生徒一人あたりの施設利用面積などが重要であることは重々承知しておりますが、子どもたちの学校生活というのはそれだけではなく、取り巻く状況（立地、学年あたりのクラス総数など）も、その子供の視点などに大きく影響を与えると思っております。その上で、子供のこの6年間について、こういった生活をさせたく、どの学校に入学させるか、そのために居住地としてどこを選ぶか、は、親として、市民として、選べる権利だと思っております。 しかし、こういった外的要因により、選んだものを諦めざるを得ない状況ですと、この大きな判断（居住地の決定）は何だったんだろうと、やるせない気持ちで仕方がございません。 長文になってしまい、また、大変個人的な話となり申し訳ございませんが、同じような考え、不安で仕方がない方は複数いらっしゃると思っております。 ついては、以下の点についてご検討いただきたく、メールにて恐縮ですが、要望を挙げさせていただきます。（「通学区域見直し」となった場合を想定しております。） ①現在の通学区域が変更となった家庭に対する当面の猶予措置（兄弟の有無に関わらず、居住期間などに配慮いただき、青木小学校を選べる権利） ②青木小学校と周辺小学校との広義の教育環境の平準化（学年あたりのクラス数など） ③スケジュールなどの早期公表 どうか、ご検討のほどお願いします。	
7	検討部会ニュースを拝見しました。 このような形で検討状況を確認できるのは大変ありがたいです。 次回以降の検討会で通学区域の見直しとありますが、まずは現在の通学区域外から通っている児童数やその適正化はしなくていいのかの確認を行ってほしいです。 よろしくお願いします。	Eメール

8	通学区域内に在住しています。 表題の件、先日、第一号のビラをお届けいただき拝読しました。意見をお伝えしたくメールをお送りします。 我が家は未就学児が二人おり、現在の校区である青木小学校に通う前提で、保育園を選択しました。小学校に入学しても道に迷ったり困ることがないように、通学路とほぼ同じ道を通って登降園をするようにしています。子どもたちの祖母も、かつて自分の通った青木小学校に孫たちが通うのを楽しみにしております。 第一子は来年4月に入学ですが、今更別の学校に通う可能性があること聞き、大変困惑しております。近所の年上の子達は青木小学校在校生ですし、園のお友だちもほぼ全員青木小学校に進学します。別の学校に入学となると、通勤や下の子の通園とも方角が異なるため、遠く狭い道路で安全が確保できないことを知りながら、通学の付き添いも困難な状況です。 青木小学校がパンクに近い状態というのは、在校生に聞いて以前から存じておりました。校舎の増築などが簡単には難しいこともビラで理解しました。ですので、他の学校がどうしても嫌、ということではありません。ただ、そうなるのであれば前もって(少なくとも子が産まれる6年前から)周知すべきではと感じております。 今後、新規の児童数をより正確に把握した上で、どうしても校区の再編成が必要なのであれば、再編成地区においては6年間を目安に、進学先を希望制にしてはいかがでしょうか。 新規転入してくる小さい子連れの家族にとっても、学区は大きな指標となります。実際に通う子どもたちのため、家族の安心のためにも、柔軟な対応を望みます。 一意見として、ご検討をどうぞよろしくお願いいたします。	
9	教室をつくるのは誰もが無理なことはわかっている。栗田谷や松が丘などの学区を二ツ谷小や斎藤分小などに割り振りするべき。学区外からの越境をやめさせるべき。みんなわかっているはずです。	Eメール
10	青木小学校区で未就学児をもつ親です。 学区変更について大変不安に思っております。いくつか質問させていただきます。 学区変更の他に方法がないのであれば、数年の猶予をもって発表していただき、それまではどちらかの小学校を選択できるようにはできないのでしょうか。 小学校進学含め先を見据えて住居、保育園を決めてきたので戸惑いが強いです。 もし学区が変われば保育園のクラスの中で一人だけ別の小学校へ進ま	Eメール

	なければならぬ可能性があり、親子共にとても不安に思っています。 子どもたちに負担が少ないように進めていただきたいと思います。 また、栗田谷から斎藤分小への通学路についてはどのようにお考えでしょうか。交通量が多く狭いバス通りがあり、大人が歩くにも怖いと感じることがあります。登校班などあったとしても、安心して通わせられる道ではないと思います。 最後に、今後住民に向けての説明会があるのであれば、近隣の保育園などにもお知らせを出していただけないでしょうか。 未就学の家庭に対して情報が少ないと感じています。	
11	「青木小学校」学校規模適正化等に係る検討について、まめにホームページをチェックさせていただいていたつもりですが、第2回検討部会の開催予定の更新に気づけず、傍聴も難しいため、改めて、この場をお借りして意見を送らせていただきます。 趣旨から先に申し上げますと、現在の通学区域が変更となった家庭に対する当面（3年程度）の猶予措置（兄弟の有無に関わらず、居住期間などに配慮いただき、青木小学校を選べる権利）について、改めて、柔軟なご対応の検討をお願いします。 多くの家庭が、保育園の希望調査時から、進学後の小学校に保育園のお友達がいることや、保育園（立地）を中心とした生活リズムに大きな変化が生じないこと、などを想定して、保育園を選んでおります。 「通学区域の見直し」という大きな転換期を、希望しなくとも迎えることとなる家庭に対し、子供、家庭の事情に応じて、柔軟なご対応をいただけるよう、何卒、お願い申し上げます。 貴受付へのメールによる意見の取り扱いが、どのような位置づけになるのか分からない点（会議で寄せられた意見として取り挙げていただけるのか等）も、不安に感じておりますので、会議やホームページ等にてご説明いただけますと、大変安心です。 大変な転換期にあり、皆様とても大変な立場にあるかと存じますが、引き続き、市民の意見聴取に関しては、丁寧をお願いできれば幸いです。 どうぞよろしくお願い致します。	Eメール

【次第－ 3】 学校規模適正化等の検討について

1 青木小学校の現状

今後の児童数・学級数（一般学級） **公表値**

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
児童数	743	785	787	784	794	800	820
学級数	24	24	24	24	25	26	27

※R6は令和6年5月1日時点の実数、R7以降は令和6年度義務教育人口推計による推計値

※R7以降は、全学年35人学級

※一般教室として使用可能な教室数は25教室

1 青木小学校の現状

今後の児童数・学級数シミュレーション（一般学級）

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
児童数	743	785	793	811	837	852	887
学級数	24	24	24	25	26	27	28

※R6は令和6年5月1日時点の実数、R7以降は令和6年度義務教育人口推計による推計値

※R7以降は、全学年35人学級

※令和6年度義務教育人口推計作成以降に判明した新たな開発情報も見込んでいるため公表値の数字と異なります。

※一般教室として使用可能な教室数は25教室

令和7年度は一般教室として使用可能な
教室数は24教室になる見込みです。

1 青木小学校の現状

開発による児童増加数

【今後の児童数・学級数（開発による増加分を含まない）】

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
児童数	743	727	718	698	684	672	672
学級数	24	24	24	24	23	23	23

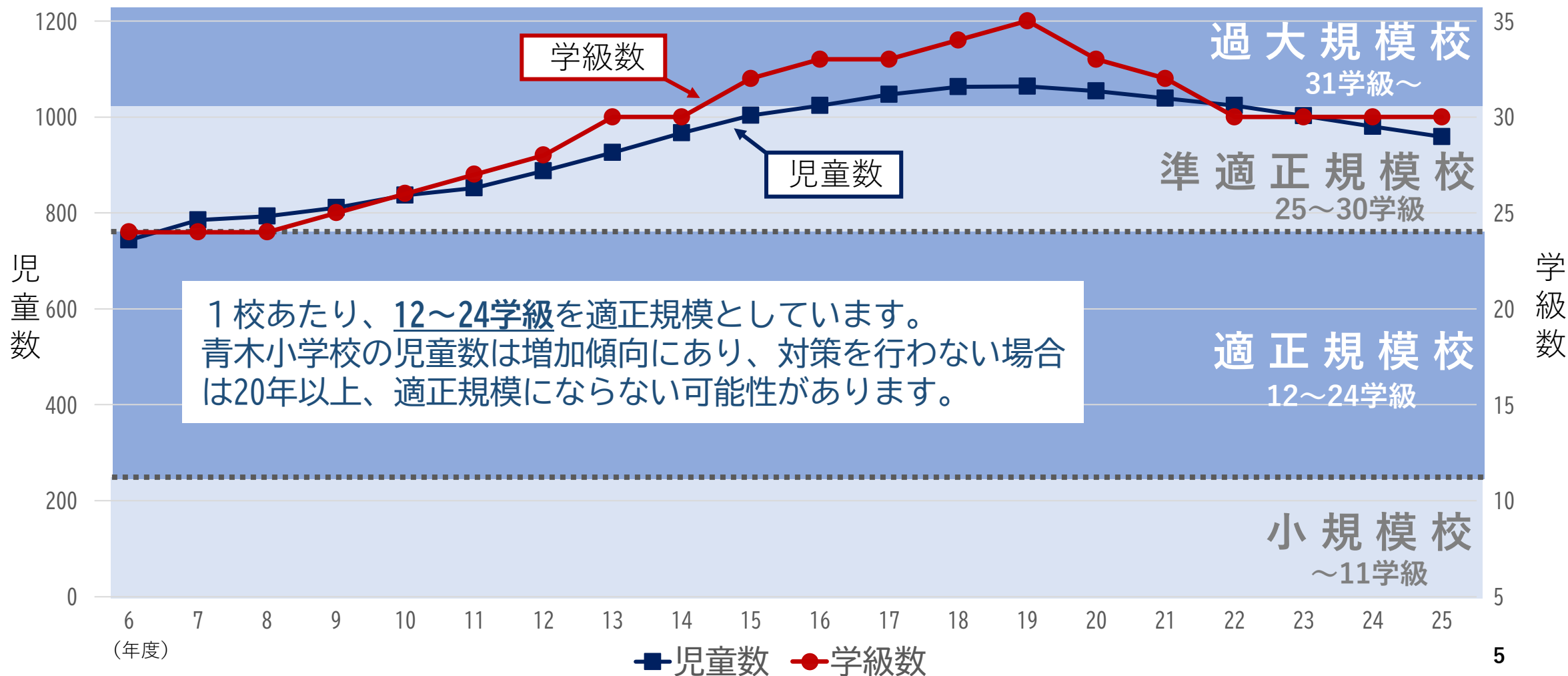
【今後の児童数・学級数（開発による増加分を含む）】

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
児童数	743	785	793	811	837	852	887
学級数	24	24	24	25	26	27	28

1 青木小学校の現状

青木小学校の児童数・学級数推移(一般学級)

(令和6年度義務教育人口推計及び横浜市将来人口推計(神奈川区)を基にしたシミュレーション)



2 対応策について

2 対応策について

(1) 施設面による対応

前回いただいた御意見も踏まえ、仮設校舎や増築の可能性について検討を行いました。（⇒別紙）

<検討確認事項>

☐校舎増築の許認可の検討①（学校建築の高さ制限）

増築校舎の規模が制限以下の面積と建物高さでできるか

☐校舎増築の許認可の検討②（日影規制）

増築校舎の影が近隣の敷地に生じるか

☐校舎増築のための北側擁壁築造の検討

広範囲の築造による近隣への影響、工期

2 対応策について

(2) 通学区域の見直しによる対応

【通学区域設定にあたっての考え方】

「学校規模」「通学距離」「通学安全」を基本としつつ、「地域コミュニティとの関係」や「行政区」「小学校・中学校の通学区域」を総合的に配慮して設定する。

設定にあたっては、道路、鉄道、河川等で地形的に通学区域が区分されていることが望ましい。（「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」抜粋）

【通学距離】

徒歩での通学を前提に、

小学校 … 片道おおむね2キロメートル以内

中学校 … 片道おおむね3キロメートル以内

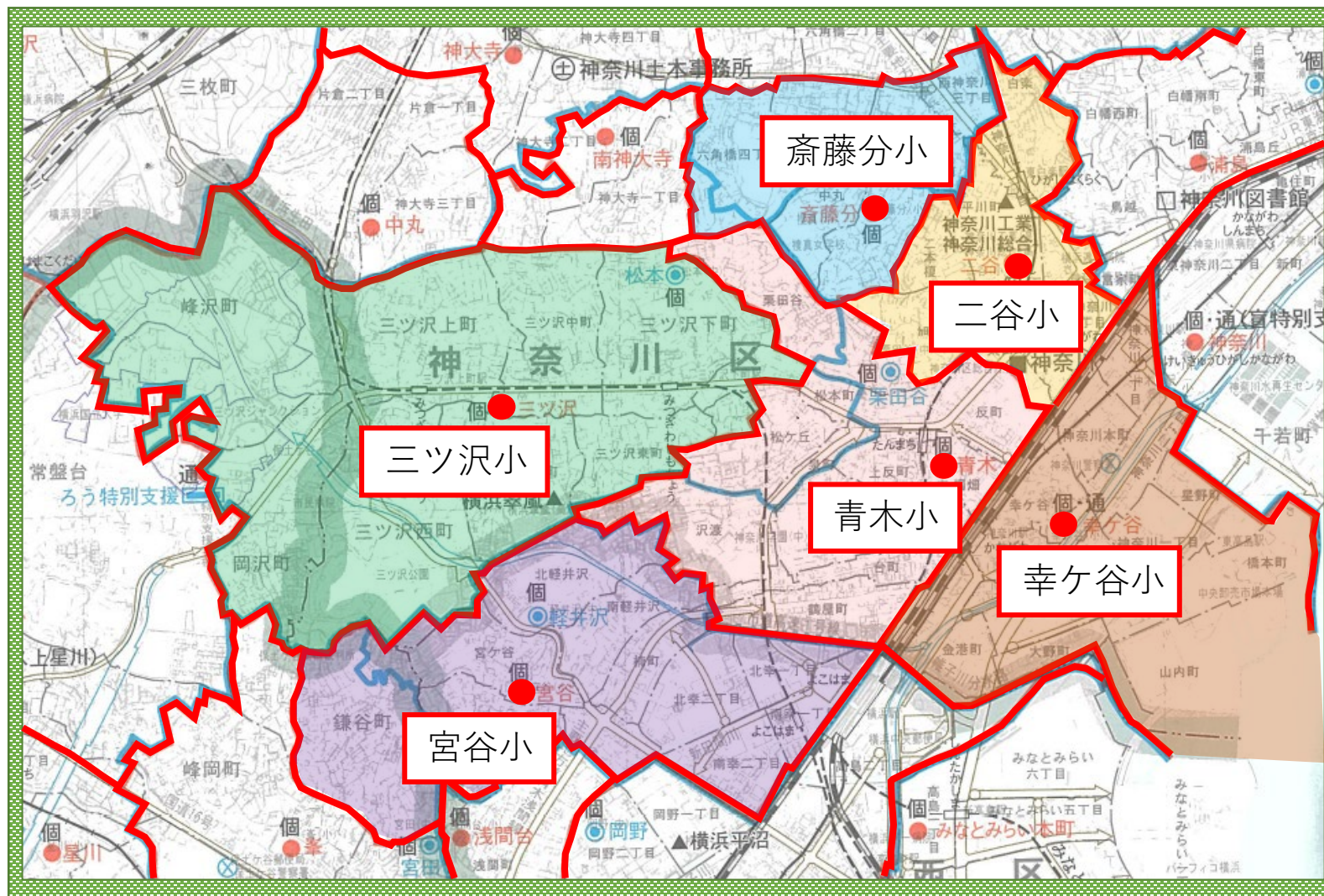
を望ましい通学距離とする。

通学区域の見直しを行う場合は、通学区域が接する隣接校との間で検討を行います。また、一般的に飛び地の区域が生じないように、一部分だけではなく、周辺も含めて検討を行います。



【青木小学校の隣接校】

通学区域が接する区域を中心に、見直しをした場合の受入校の教室状況等から対象区域の検討を行います。

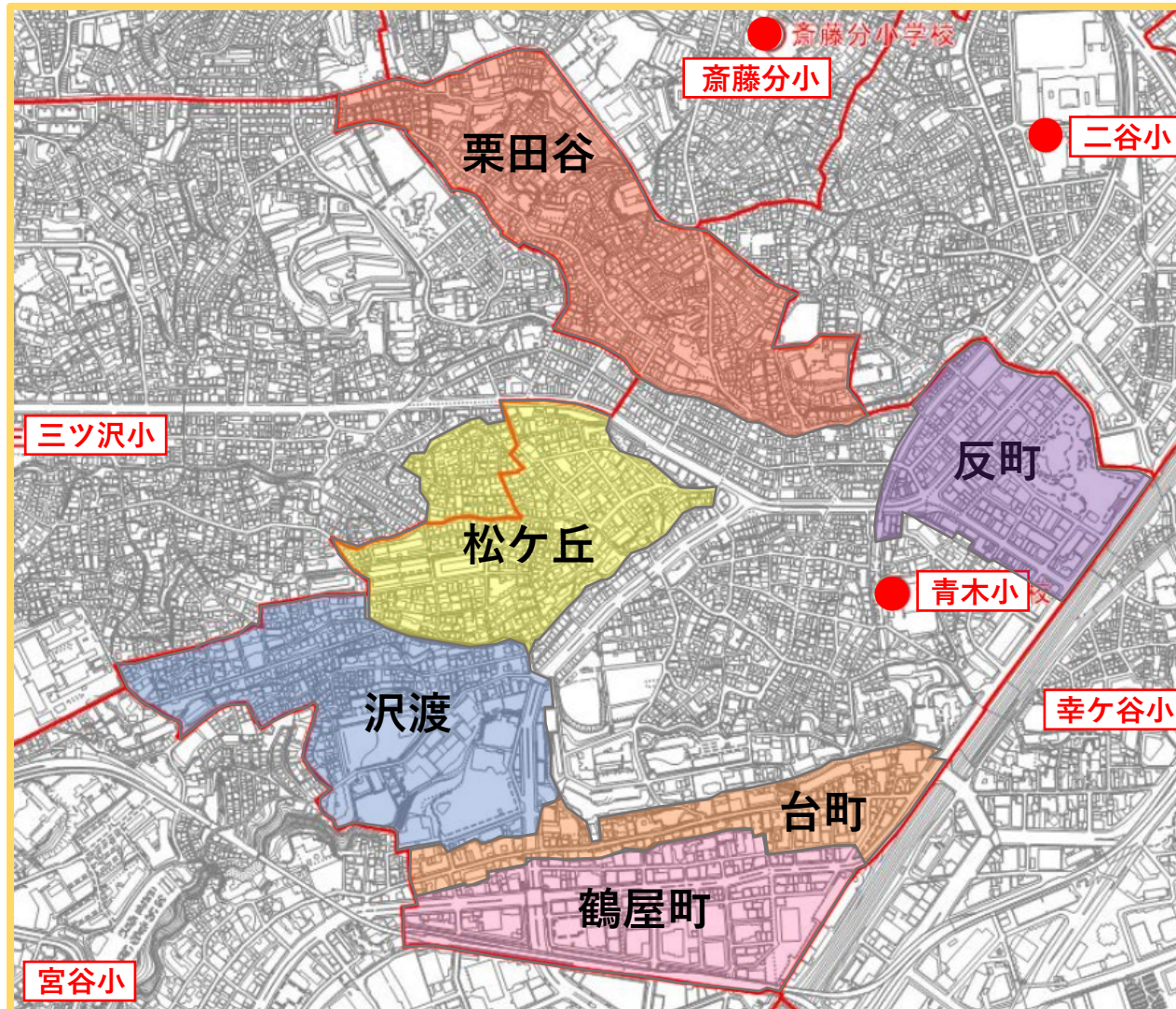


3 通学区域の見直し（案）について

3 通学区域の見直し（案）について

周辺校の通学区域と 隣接する地域

※桐畑、高島台は幸ヶ谷小と隣接していますが、幸ヶ谷小学校の現状から見て、幸ヶ谷小学校でのさらなる受入れは困難であるため、検討対象地域に入っていません。



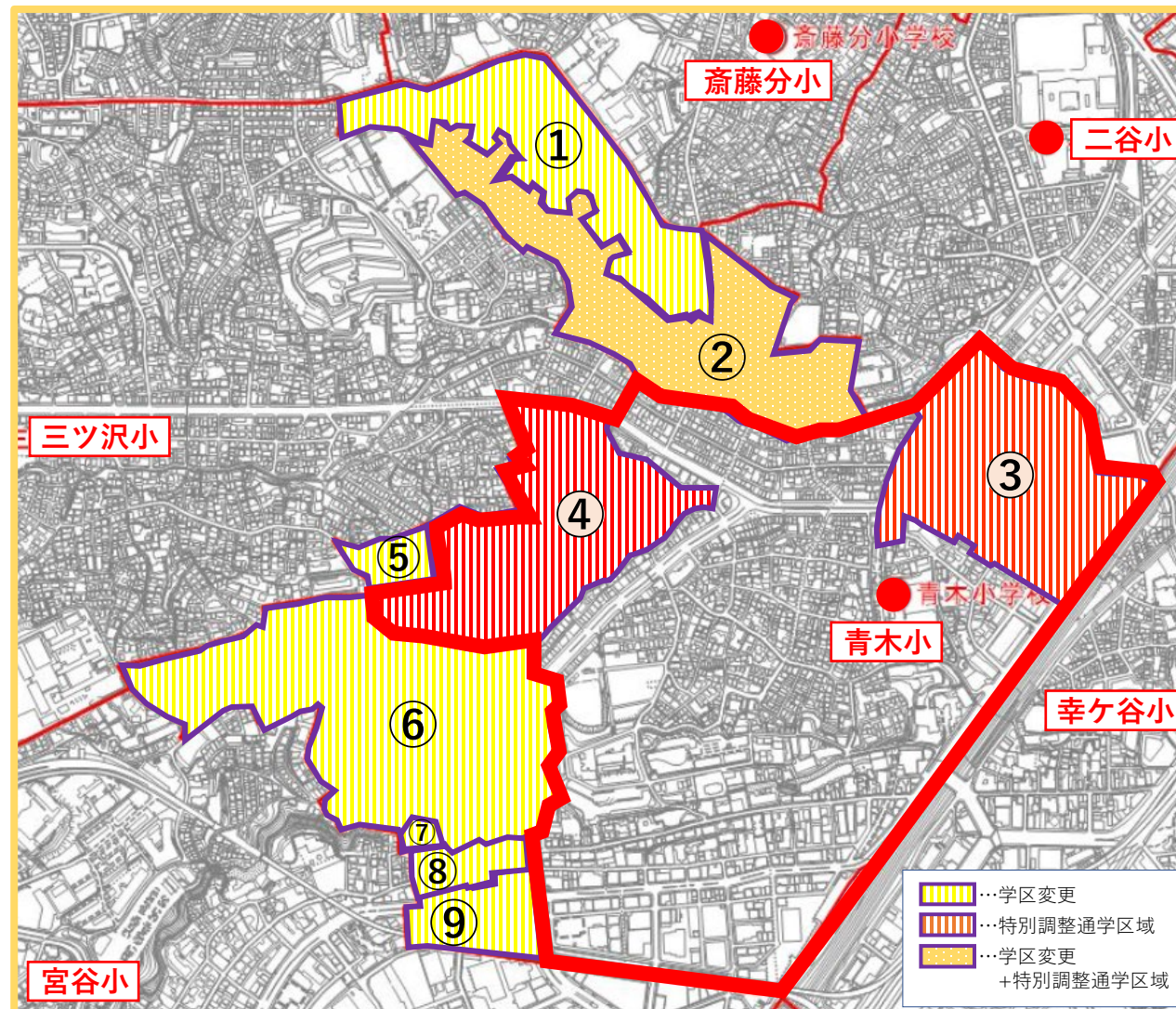
3 通学区域の見直し（案）について

通学区域の見直し（案）		
	検討対象地域	変更案 (通学する学校)
①	栗田谷北	斎藤分小
②	栗田谷南	斎藤分小 二谷小
③	反町	青木小 二谷小
④	松ヶ丘	青木小 三ツ沢小
⑤	松ヶ丘 (JR松ヶ丘駅跡地)	三ツ沢小
⑥	沢渡	三ツ沢小
⑦	沢渡 (社会福祉会館跡地)	宮谷小
⑧	台町の一部 (六角橋第394号線以西)	宮谷小
⑨	鶴屋町3丁目の一部 (六角橋第394号線以西)	宮谷小

※ 2校記載は特別調整通学区域の設定を想定

特別調整通学区域

設定区域内のお子さんが就学・入学される際に、指定校と受入校のいずれかを選択することができます。選択にあたり、特に必要な要件はありません。



3 通学区域の見直し（案）について

変更前

青木小	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
児童数	743	785	793	811	837	852	887
学級数	24	24	24	25	26	27	28

変更後（令和8年度から変更したと仮定して算出）

【通学区域変更+特別調整通学区域70%青木小を選択】

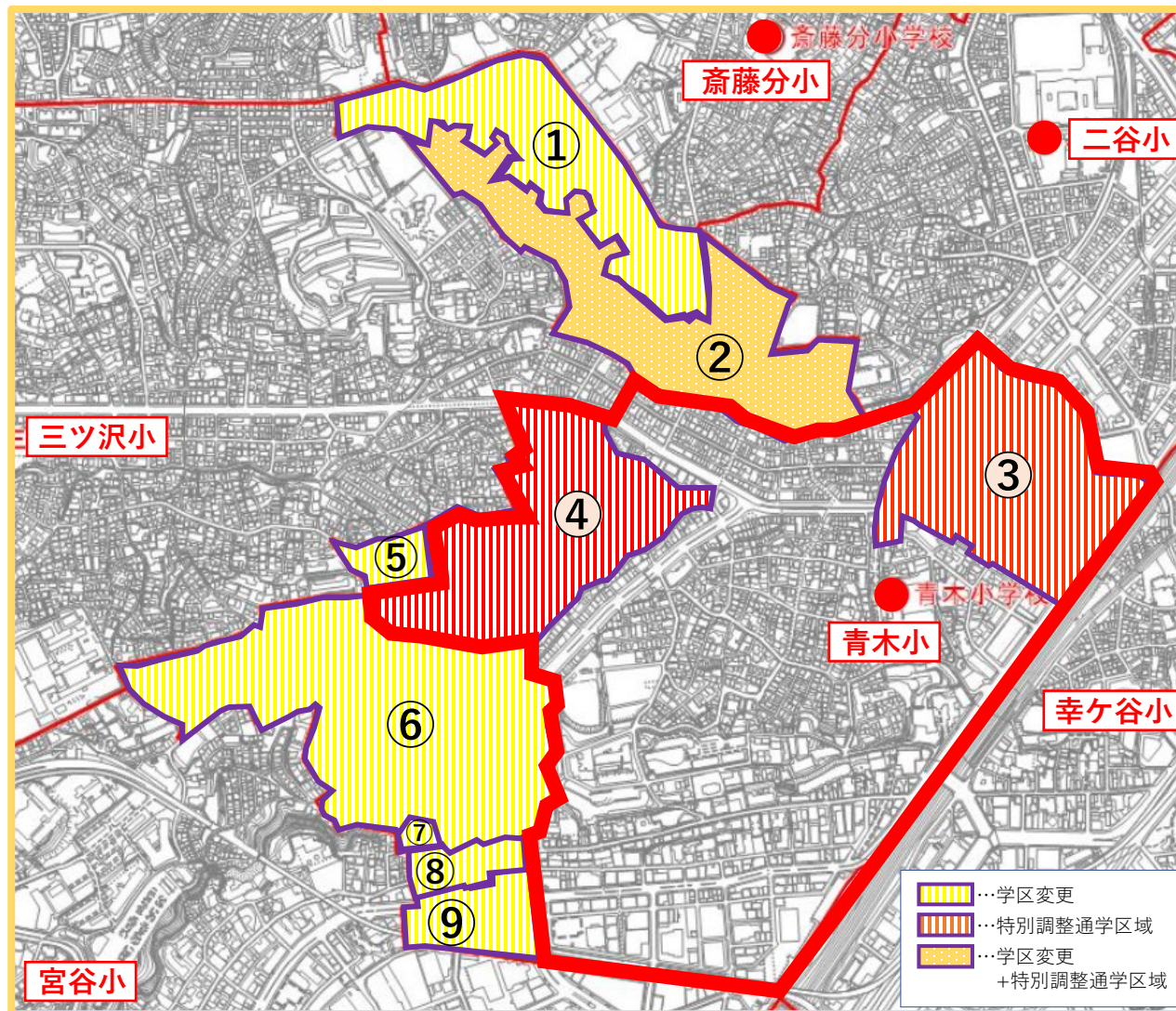
青木小	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
児童数	743	785	704	681	655	630	625
学級数	24	24	23	22	22	21	21

【通学区域変更+特別調整通学区域50%青木小を選択】

青木小	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
児童数	743	785	698	666	633	600	588
学級数	24	24	23	22	21	20	19

【通学区域変更+特別調整通学区域30%青木小を選択】

青木小	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
児童数	743	785	692	653	612	571	551
学級数	24	24	22	22	21	20	19



3 通学区域の見直し（案）について

対象者

- ◆施行日（設定日）※以降に入学となる新小学1年生
- ◆施行日（設定日）※以降に対象地域に転入される小学生

※方向性がまとまる時期によって施行日が変わるため、現時点では通学区域の見直し時期は決定していません。

※在校生については、通学区域の見直しの対象外となります。

2 対応策（通学区域の見直し）

【隣接校推計】

R6は令和6年5月1日時点の実数。R7以降は令和6年度義務教育人口推計による推計値

学校名		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	保有教室
青木小	児童数	743	785	787	784	794	800	820	25
	学級数	24	24	24	24	25	26	27	
斎藤分小	児童数	195	211	221	224	216	217	220	10 ※1
	学級数	7	8	9	9	9	9	10	
二谷小	児童数	392	386	376	362	336	324	323	14 ※2
	学級数	14	14	14	13	12	12	12	
幸ヶ谷小	児童数	694	707	700	705	695	660	635	25 ※3
	学級数	24	24	24	24	23	21	21	
三ツ沢小	児童数	800	790	815	791	763	772	750	26 ※内部改修により +2 CR 予定
	学級数	25	26	27	27	26	26	25	
宮谷小	児童数	661	643	612	577	563	513	470	23
	学級数	22	22	21	20	20	18	17	

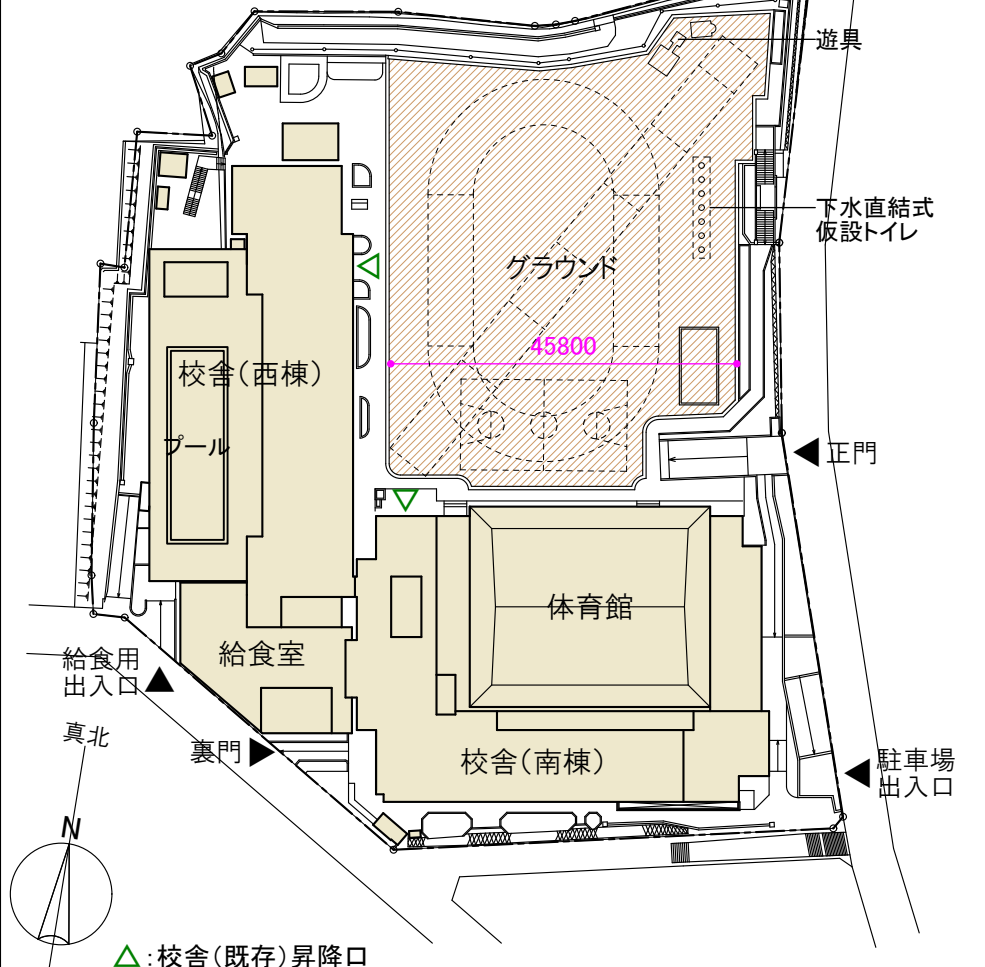
※1 内部改修により最大2教室確保可能

※2 学級数の推移を基に建替えを検討中

※3 幸ヶ谷小は学校のグラウンドに増築棟を建築し、現在、幸ヶ谷公園をグラウンドとして使用しているため、これ以上の受入れは不可。 15

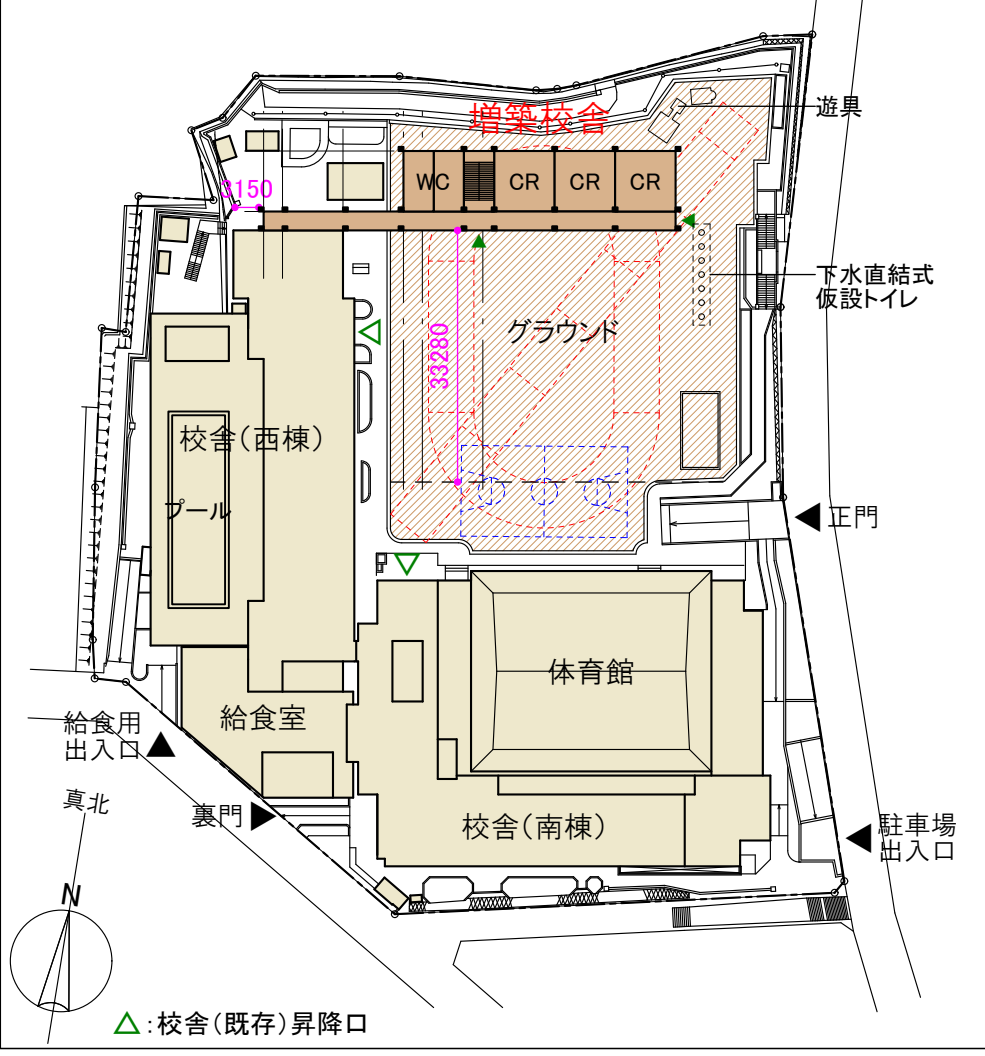
■既存校舎の状況

- ・校舎(西棟):4階建て(プール側は2階建て)、給食室と構造上一棟
- ・校舎(南棟):4階建て、体育館と構造上一棟

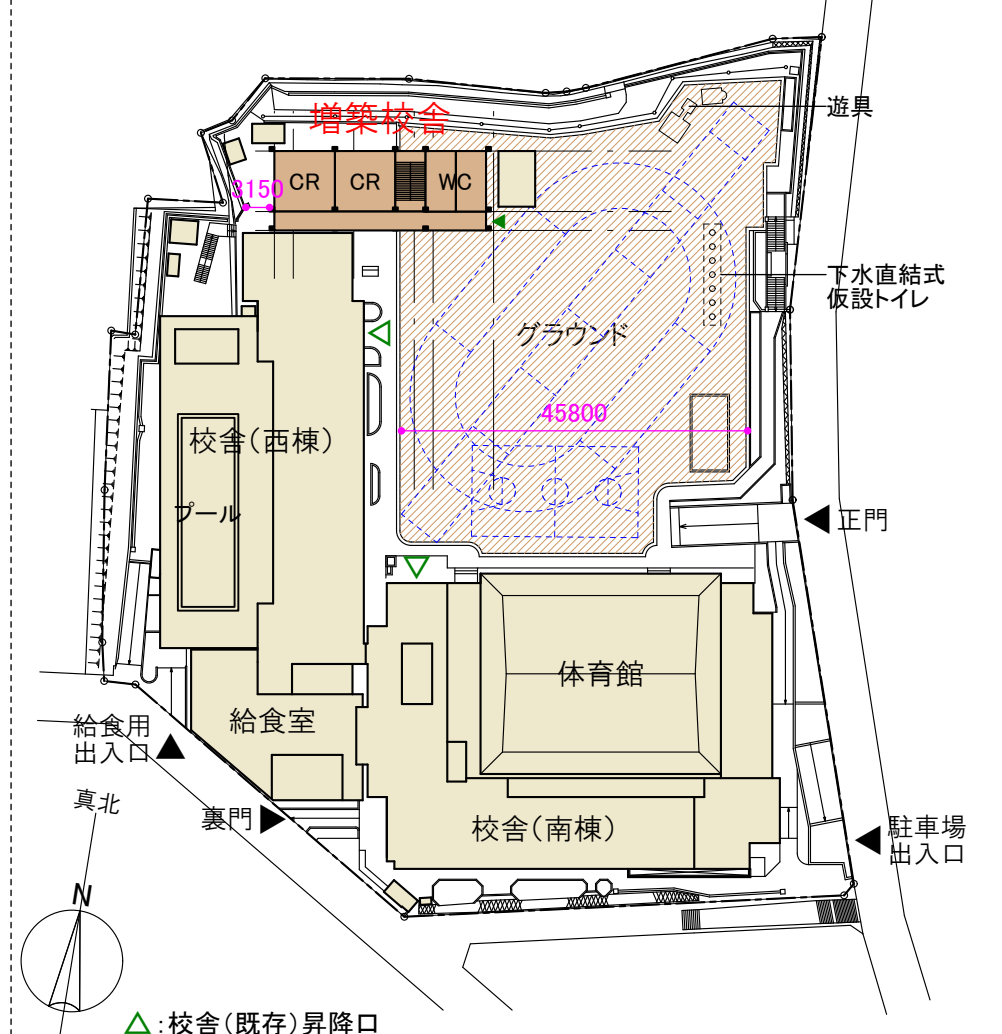


△:校舎(既存)昇降口

■増築パターンⅡ-①:校舎増築(3CR×2階)・建築面積 424.25㎡/延べ面積 802.25㎡

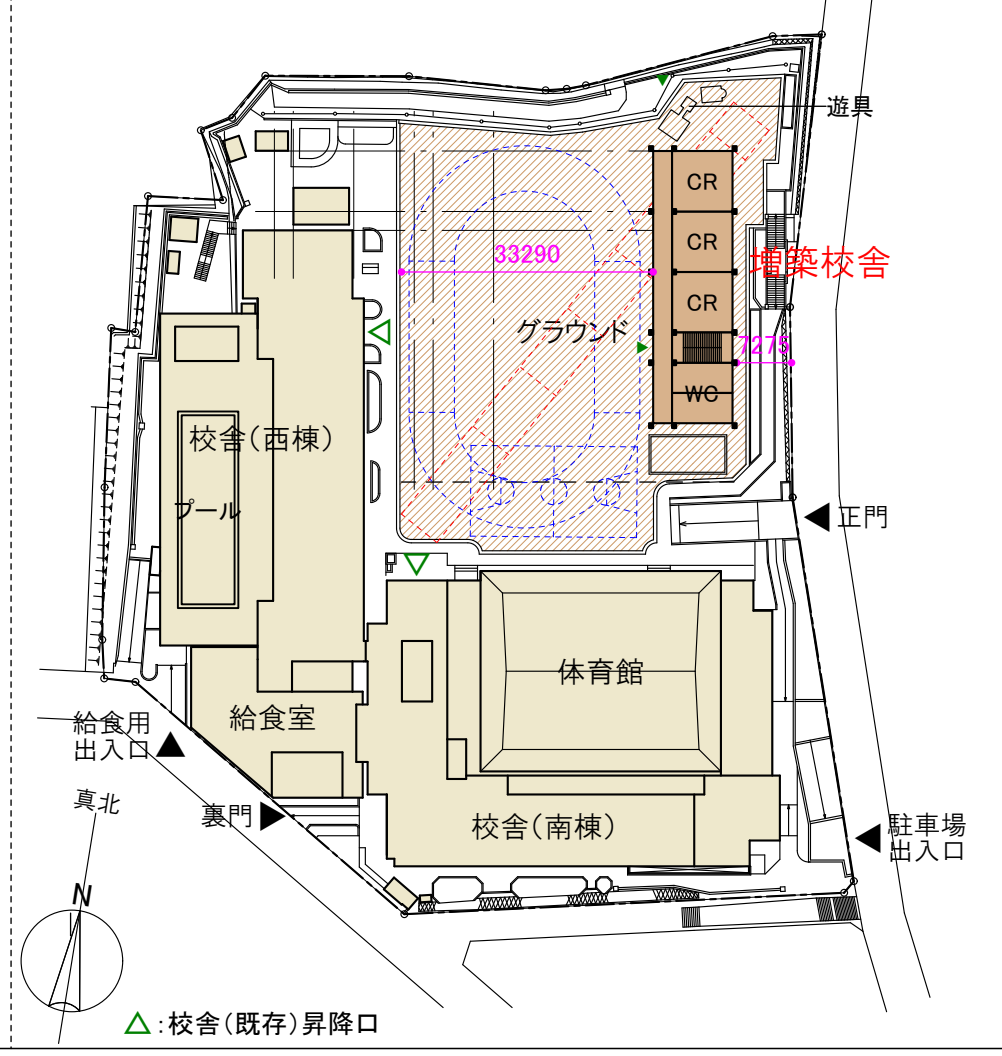


■増築パターンⅠ-①:校舎増築(2CR×3階)・建築面積 294.00㎡/延べ面積 882.00㎡

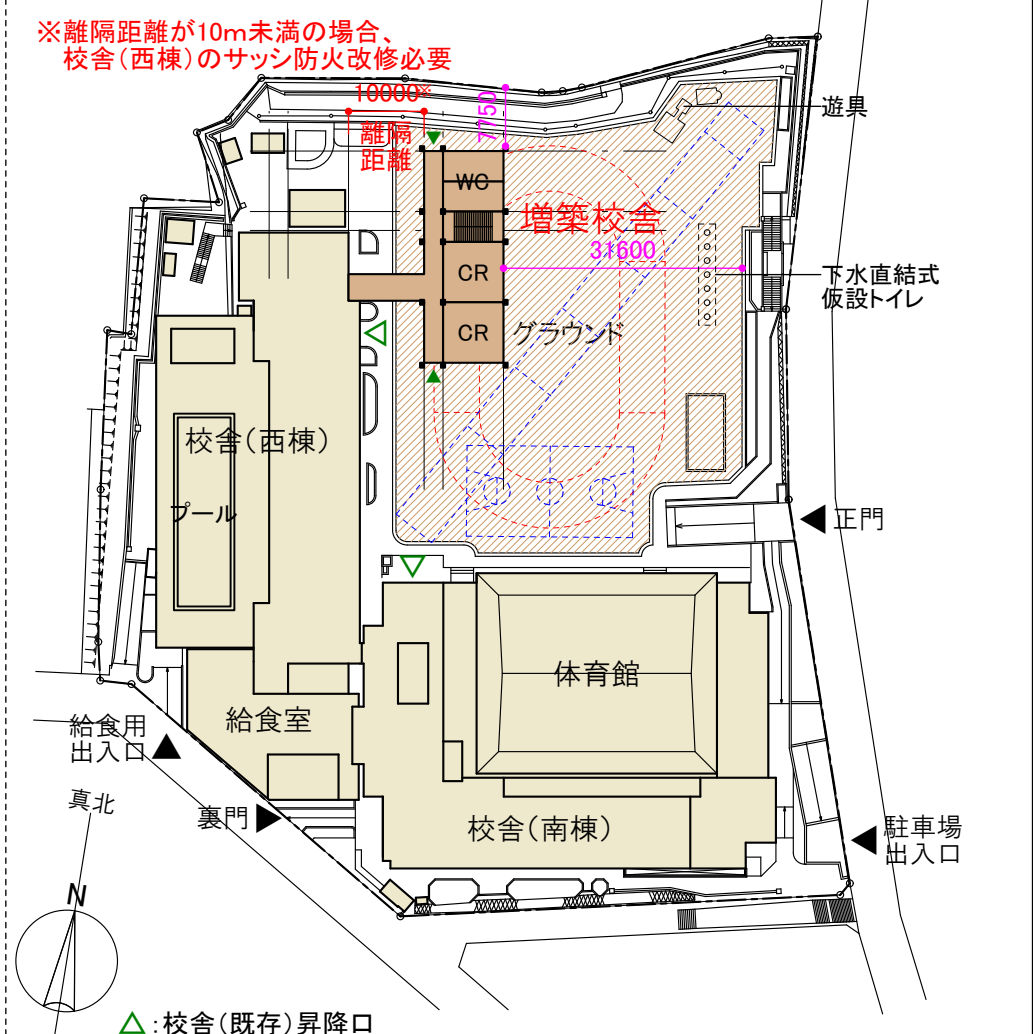


△:校舎(既存)昇降口

■増築パターンⅡ-②:校舎増築(3CR×2階)・建築面積 378.00㎡/延べ面積 756.00㎡

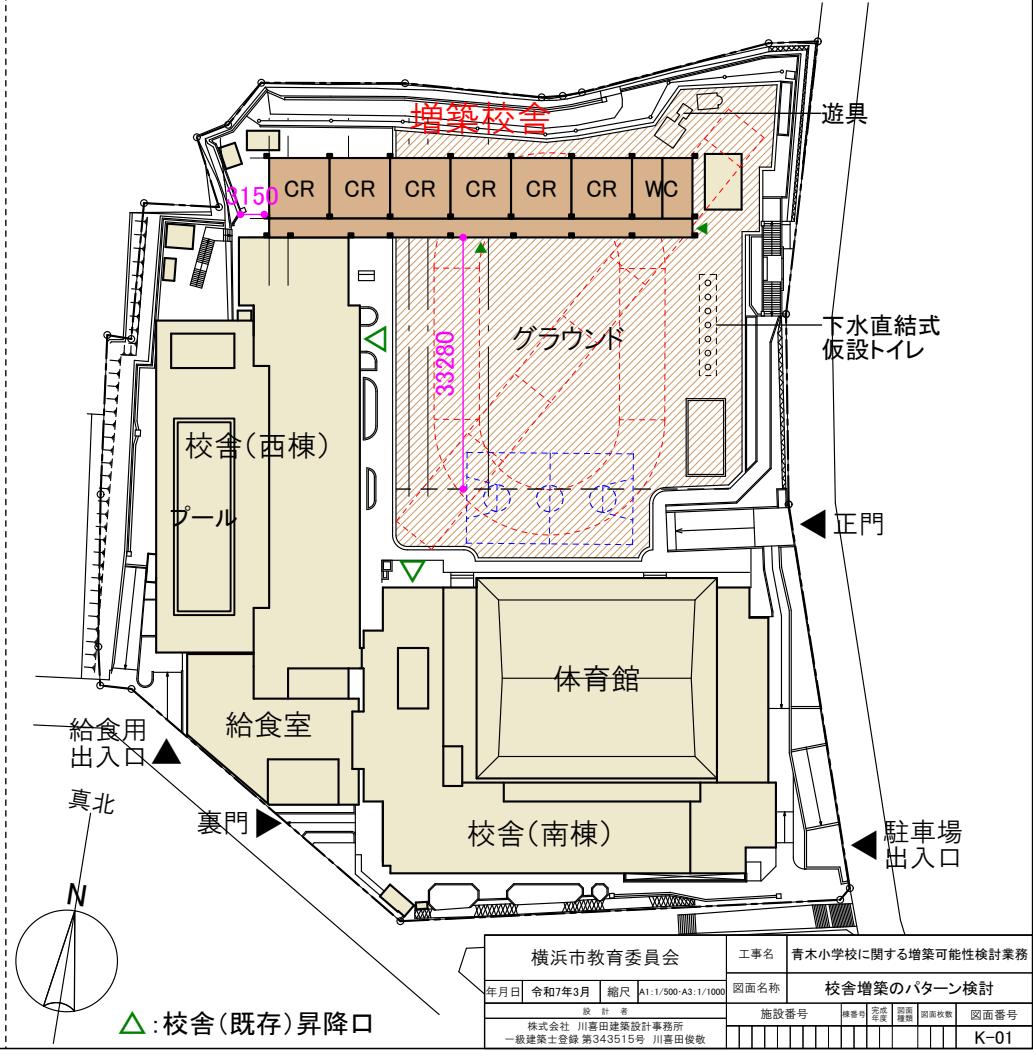


■増築パターンⅠ-②:校舎増築(2CR×3階)・建築面積 329.20㎡/延べ面積 917.20㎡



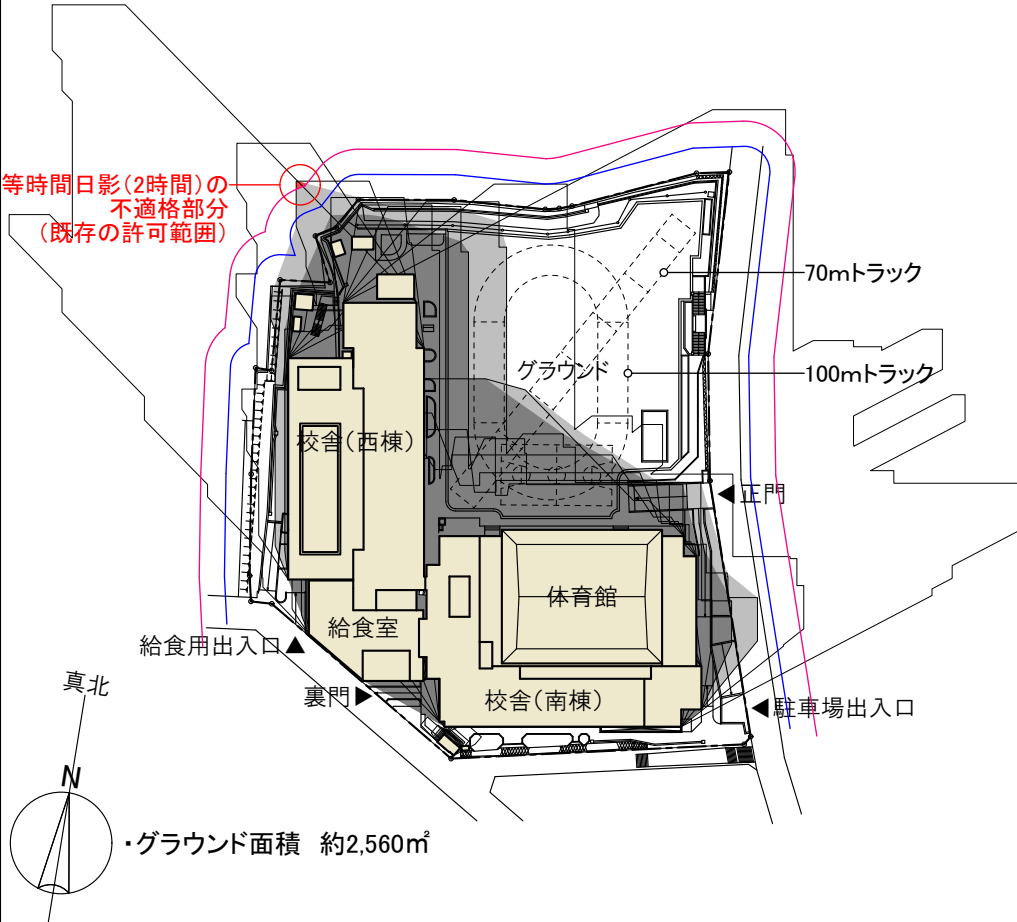
△:校舎(既存)昇降口

■増築パターンⅢ:校舎増築(6CR×1階)・建築面積 588.00㎡/延べ面積 588.00㎡



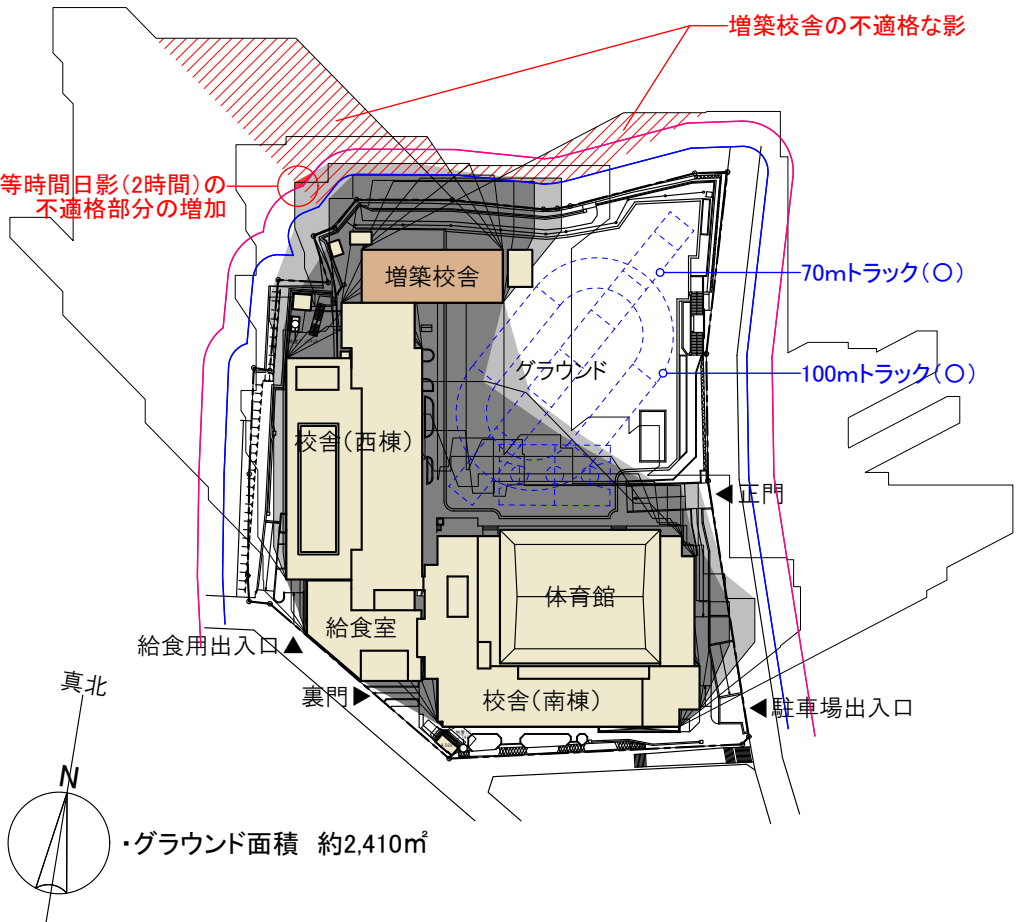
■既存校舎の日影規制の状況

- ・校舎(西棟): 日影規制の制定(H6年)前の既存不適格建築物
- ・校舎(南棟)+体育館(H8年)、給食室(H24年): 日影規制許可済み(包括同意)の建築物



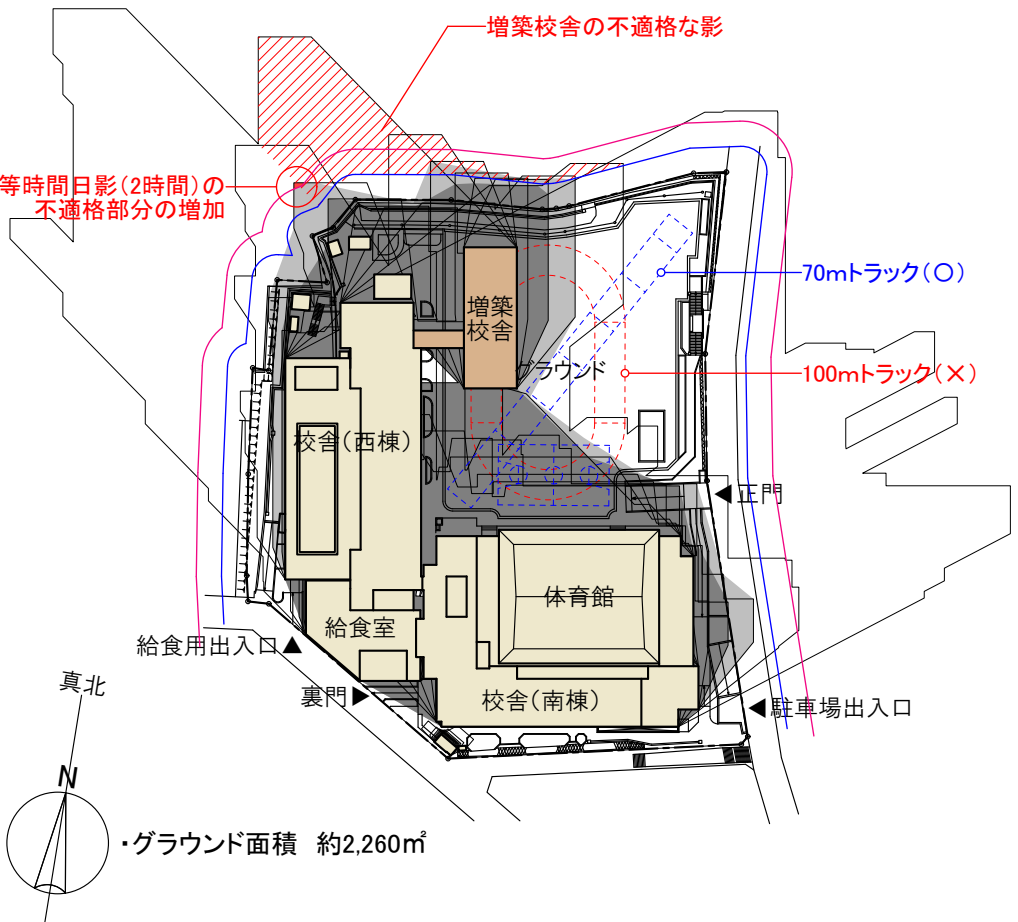
■校舎増築パターンⅠー①の日影検討

- ・規模: 2CR×3階建て、トイレ(各階)、階段室(建築面積 294.00㎡/延べ面積 882.00㎡)
- ・増築校舎の影が敷地外に生じ(不適格)、等時間日影(2時間)の不適格部分が既存の許可範囲より広がるため、建築審査会の同意不可、是正工事の発生が予想



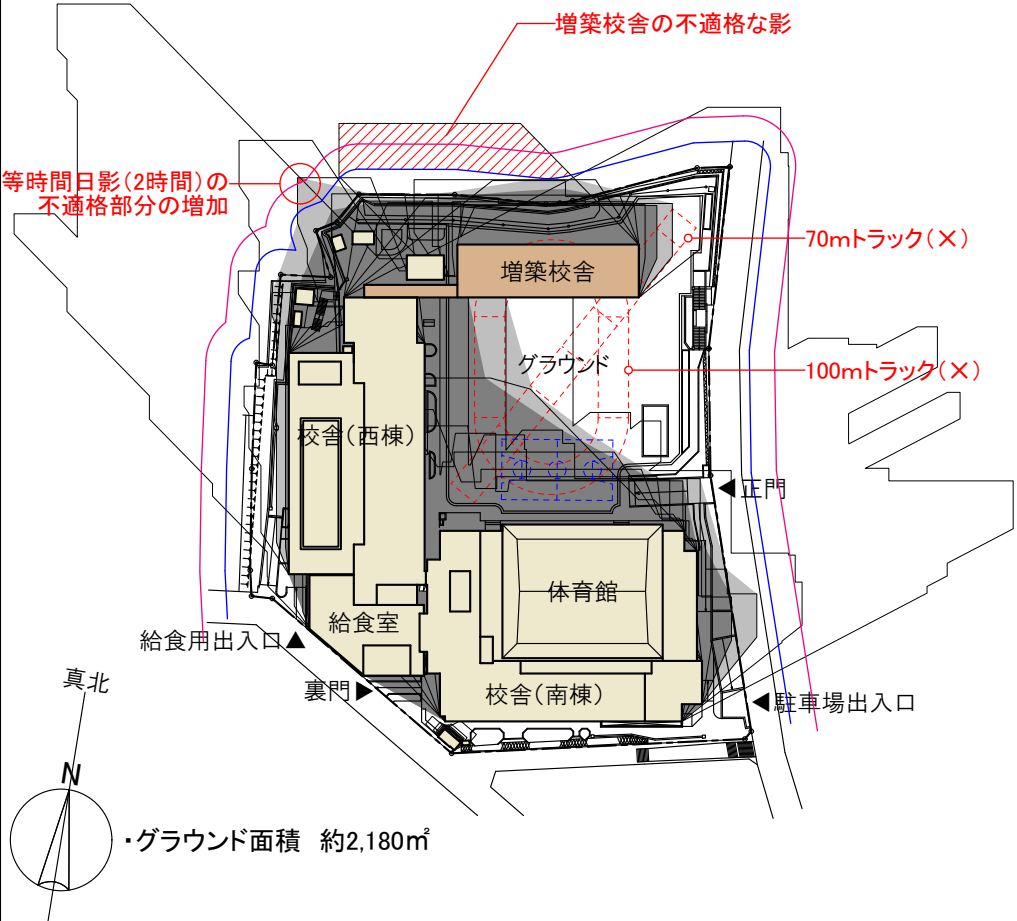
■校舎増築パターンⅠー②の日影検討

- ・規模: 2CR×3階建て、トイレ(各階)、階段室(建築面積 329.20㎡/延べ面積 917.20㎡)
- ・増築校舎の影が敷地外に生じ(不適格)、等時間日影(2時間)の不適格部分が既存の許可範囲より広がるため、建築審査会の同意不可、是正工事の発生が予想



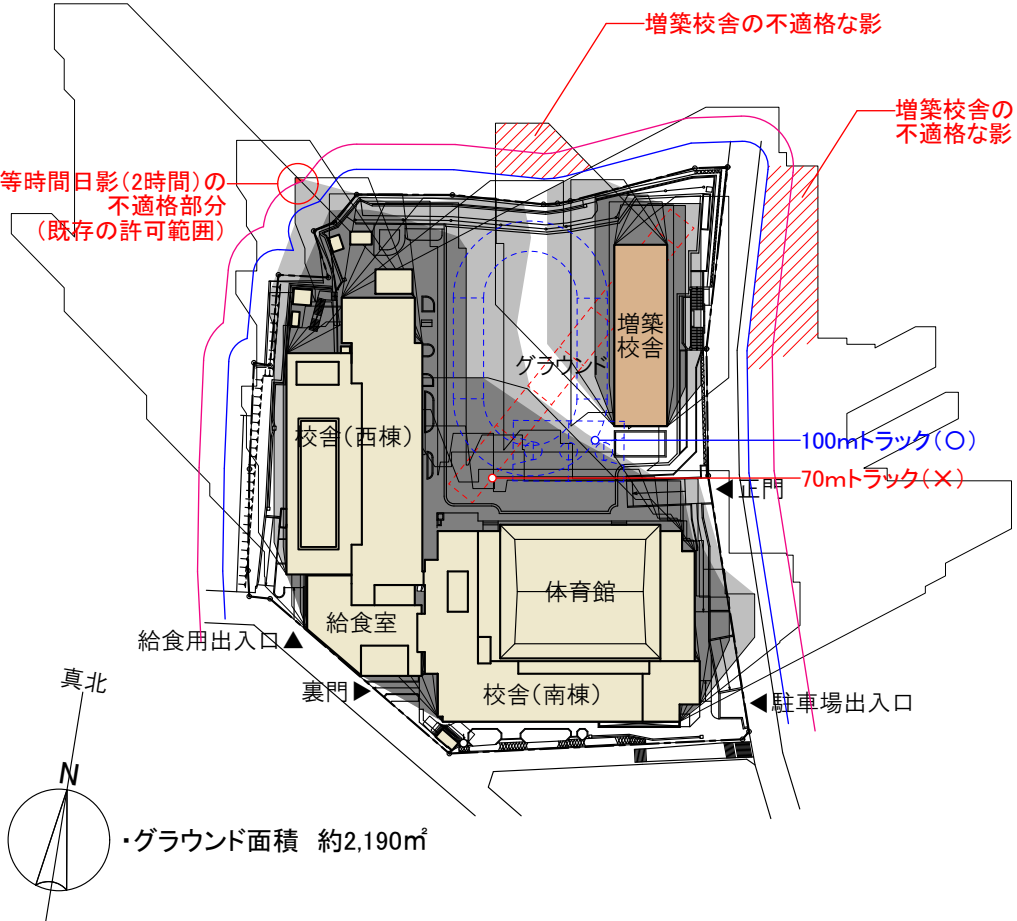
■校舎増築パターンⅡー①の日影検討

- ・規模: 3CR×2階建て、トイレ(各階)、階段室(建築面積 424.25㎡/延べ面積 802.25㎡)
- ・増築校舎の影が敷地外に生じ(不適格)、等時間日影(2時間)の不適格部分が既存の許可範囲より広がるため、建築審査会の同意不可、是正工事の発生が予想



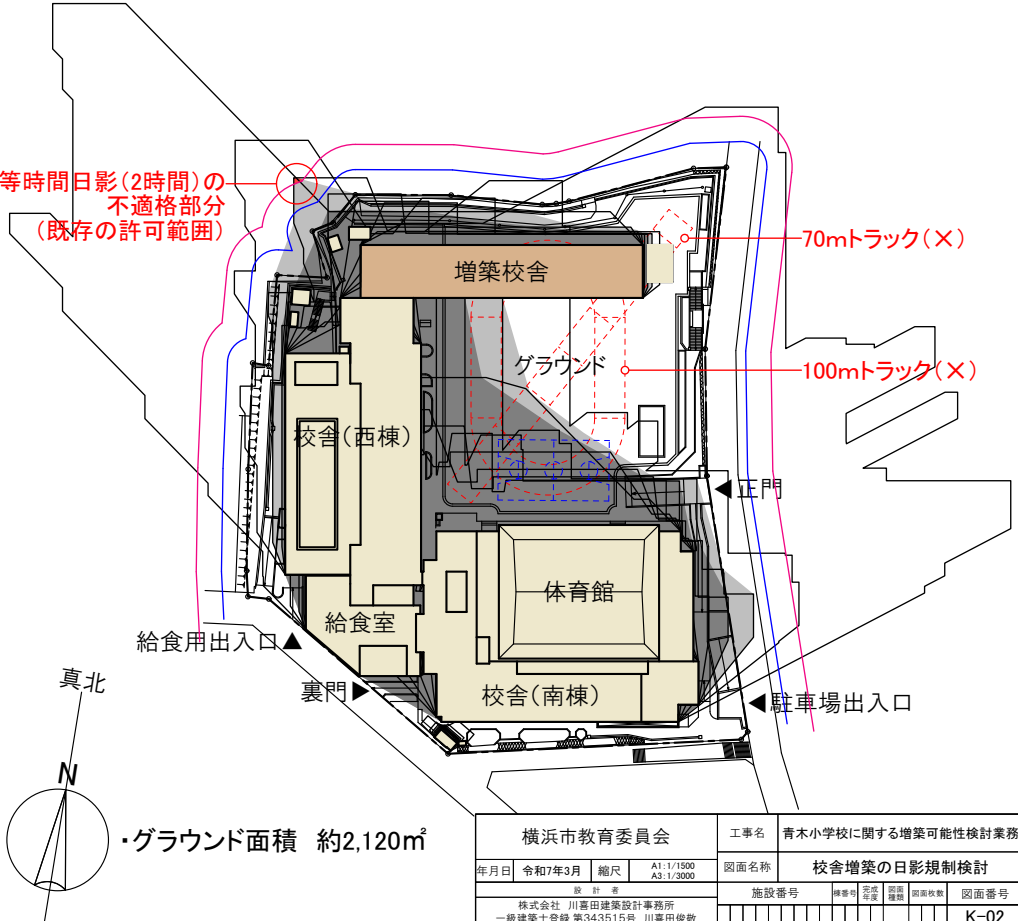
■校舎増築パターンⅡー②の日影検討

- ・規模: 3CR×2階建て、トイレ(各階)、階段室(建築面積 378.00㎡/延べ面積 756.00㎡)
- ・等時間日影(2時間)の不適格部分は既存の許可範囲内であるが、増築校舎の不適格な影が敷地外に生ずるため、建築審査会の審議による同意が必要(包括同意不可)



■校舎増築パターンⅢの日影検討

- ・規模: 6CR×平屋、トイレ(建築面積 588.00㎡/延べ面積 588.00㎡)
- ・等時間日影(2時間)の不適格部分は許可範囲内であり、増築校舎の不適格な影が敷地外に生じないため、建築審査会の審議は不要(包括同意)

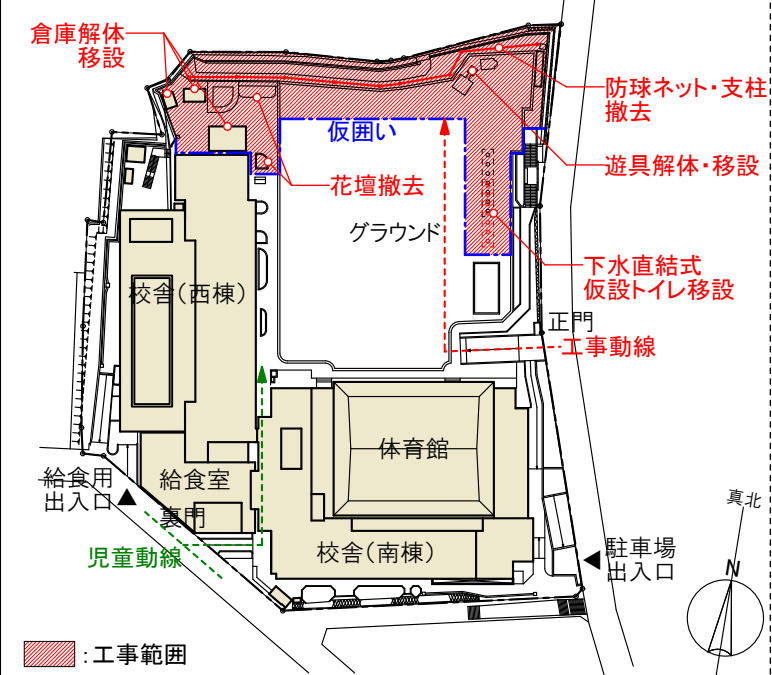


横浜市教育委員会				工事名	青木小学校に関する増築可能性検討業務				
年月日	令和7年3月	縮尺	A1: 1/1500 A3: 1/3000	図面名称	校舎増築の日影規制検討				
設計者				施設番号	校舎	体育館	給食室	図面番号	K-02
株式会社 川喜田建築設計事務所 一級建築士登録 第343515号 川喜田俊敏									

■校舎増築のスケジュール

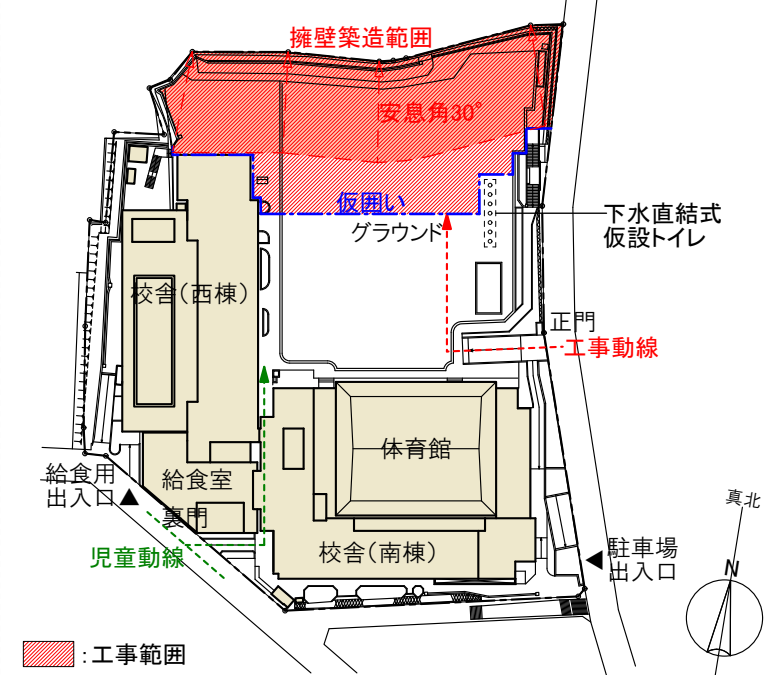
・STEP1:解体工事(14か月)

- ・防球ネット、支柱、花壇、その他外構の撤去
- ・倉庫、遊具、下水直結式仮設トイレ等の解体、移設



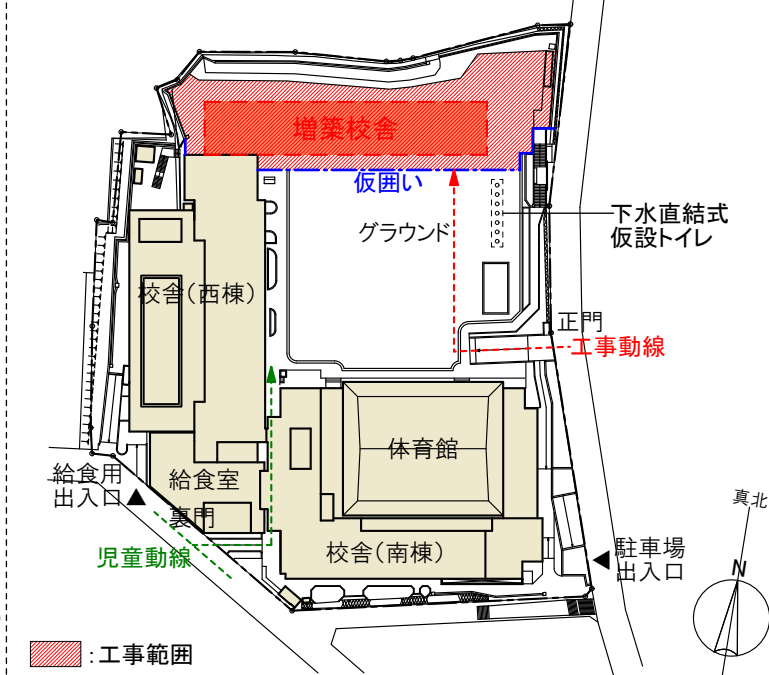
・STEP2:擁壁築造工事(24～36か月)

- ・擁壁の精密な調査・診断の上、擁壁設計により築造範囲を検討
- ・擁壁築造は隣地家屋の接近により敷地内からのみ施工可能



・STEP3:校舎(北棟)増築工事(12～15か月)

- ・基礎:杭基礎により地盤と擁壁への影響を最小化
- ・構造:鉄筋コンクリート造 / 軽量鉄骨造(プレハブ工法)



・STEP4:グラウンド整備工事(8か月)

- ・防球ネット、支柱の新設、倉庫移設
- ・グラウンド整備(一部)

